

令和 7 年

衣浦衛生組合第 3 回定例会會議録

令和 7 年 9 月 29 日



## 令和7年第3回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和7年第3回衣浦衛生組合議会定例会は、令和7年9月29日（月）午後1時30分  
衣浦衛生組合会議室に招集された。

### 1. 議事日程

#### 管理者の招集あいさつ

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
第3 一般質問  
第4 議案第9号 衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例  
第5 議案第10号 衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例  
第6 認定第1号 令和6年度 衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算について

### 2. 本日の会議に付した事件

- （1） 議事日程第1から第6

### 3. 議員

定数 10名 欠員 なし

#### 出席議員（10名）

1番	山口 春美	2番	大竹 敦子
3番	小林 晃三	4番	藤田 宇哉
5番	高木 洋和	6番	荒川 義孝
7番	神谷 直子	8番	倉田 利奈
9番	野々山 啓	10番	福岡 里香

#### 欠席議員（0名）

### 4. 説明のため出席した者

管 理 者	小池友妃子	副管理者	深谷 直弘
副管理者	山本 政裕	参 与	杉浦 康憲
監査委員	伴野 義雄	会計管理者	鈴木 勝哉
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	芝田 啓二		

### 5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	杉浦 英樹
碧南市環境課長	中川 知之
高浜市市民部長	岡島 正明

高浜市経済環境  
グループリーダー 都築 真哉

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	糟谷 獻
業務課課長補佐	安藤 理純
業務課課長補佐	磯貝 光好
庶務課庶務係長	富山 順子
庶務課施設係長	磯村 和徳

7. 会議の経過

(午後1時30分開会)

○事務局長（片山正樹） 御多用のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局よりお知らせがございます。先に行われました高浜市長選におきまして、新たに杉浦康憲市長が就任されました。つきましては、衣浦衛生組合規約第11条の2の規定に基づき、杉浦市長が令和7年9月9日付で、衣浦衛生組合参与として委嘱されましたことをお知らせいたします。

○参与（杉浦康憲） 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介ありました高浜市長となりました杉浦康憲と申します。この衛生組合においても、参与という職をいただきましたので、皆様と一緒に、御承知のとおり、私も議員やっていましたので、この衛生組合の流れは理解していると思っております。立場は変わりますが、高浜市と碧南市の衛生業務、それが市民にとっていいような形になるように進めていきたいと思いますので、また、今後とも皆様の御協力、よろしくお願ひいたします。

○事務局長（片山正樹） 以上でございます。

○議長（荒川義孝） ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和7年第3回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって、会議を開催します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

---

これより管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○議長（荒川義孝） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 皆さん、こんにちは。本日は御多用の中、令和7年第3回衣浦衛生組合議会定例会に御参会いただき、誠にありがとうございます。今年の夏も猛暑が続いておりましたが、ようやく朝夕はしのぎやすい気候となってまいりました。それでも、日中はまだ暑い日もございますので、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛いただきたいと存じます。

さて、本日、私どものほうから条例2件、決算認定1件を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川義孝） ただいま招集の挨拶が終わりました。

---

○議長（荒川義孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において3番 小林晃三議員及び8番 倉田利奈議員を指名いたします。

---

○議長（荒川義孝）　日程第2　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（荒川義孝）　日程第3　一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、議席にて発言をお願いいたします。また、申合せにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので、よろしいですか。繰り返しになりますが、申合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので、厳守願います。なお、質問答弁ともに簡潔にしていただき、進行を図りたいと思いますので、御協力をお願ひいたします。

それでは、一般質問に入ります。1番　山口春美議員の一般質問を許可いたします。

○1番（山口春美）　議長、1番。

○議長（荒川義孝）　1番　山口春美議員。

○1番（山口春美）　皆さんこんにちは。日本共産党の山口春美です。質問をさせていただきたく思います。

ごみ焼却施設の今後について、まず伺うのですが、ここまで二転、三転して、現在は年内選定委員会を4回開いて、今まで基本構想を作ってきたコンサルタントに入札の上、専門家の選定も含めて、任せて進めようとしています。碧南市、高浜市の両市は、応募業者にサウンディングとして、産業廃棄物の焼却場への意思確認他、他自治体の一般ごみの持ち込みの意思確認など、地方自治体として疑うようなことまで行っています。

高浜市においては、市長も代わられたので、改めて、私は、過去の歴史にさかのぼって、先人の考えを確認したいと、以下の質問を行います。

衣浦衛生組合の議員として、また、執行部も議会も、まずはこの職場で働く皆さん的生活と、未来を守るべき義務と責任があると確信しているからです。

まず、1番目に伺います。衣浦衛生組合のこのごみ焼却場施設が現在の場所になった経緯は、どんなふうになっているでしょうか。とりわけ、この場所に移るときには、地元の荒井町の皆さんの反対運動もあった中で、それを説き伏せて、この場所に建設がされたというふうに思います。どういう経過の上で、この場所に決められたのか、改めて伺います。

○事務局長（片山正樹）　議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）　事務局長。

○事務局長（片山正樹）　ごみ焼却施設が、現在のこのクリーンセンターの場所がここになった経緯につきまして、当時の都市計画決定申請書に位置選定理由記載がありましたので、それを読

み上げさせていただきますと、ごみ処理施設の移転用地として、臨海部の造成地、市街化区域の未開発地及び市街化調整区域の農業振興地域の農用地以外の土地の順に候補地の選定を行ったが、碧南、高浜両市とも平坦地であることから、住宅及び工場用地以外は、農用地として利用され、土地の利用度が高いことにより、適地を見出すことは非常に困難であった。したがって、碧南、高浜両市のほぼ中心部に位置し、住居地域からも離れており、また、稗田川を挟み、既存ごみ処理施設と近接していることから、地元住民の理解を得やすいと考え、当用地を建設予定地の最適地として決定したというものです。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）今、お聞きのように、2番目のところですが、この焼却場が現在の場所にあることで、様々なメリット、デメリットも検討された上で、これがベストでしょうということで、現在造られたというふうに思います。中心地から離れて、碧南高浜の真ん中にあること、それから、住宅の密集地ではないということなので、ここに決められたというふうに思います。

ほかには、漏れはありますか。ここにした。現在も含めて、この前回、反対された西荒居の住民の皆さんには、ここに再度、もし建設するにしても、反対の意を唱えてみえない、私は現在のところを捉えていますが、そうではありませんか。ほかのメリットがありましたら、できればデメリットも今、実際に運営してみて、26年間、あったのかどうかも含めて教えてください。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）メリットとしましては、先ほど申し上げましたとおり、住民、業者とともに共通して碧南高浜両市のほぼ中心部に位置しているということと、それから住居地域から比較的離れているということなどが挙げられるかというふうに思います。デメリットですけれども、デメリットとしては、ここが今はハザードの浸水区域になっているということと、近くに活断層があったり、災害リスクが高い場所になっているということについては、デメリットかなというふうに思っております。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）もう既に、両市のトップの方を含めて、担当者の皆さんもこの場にお見えになるわけで、衣浦衛生組合の職員の皆さんも当然ですが、地方自治法に掲げるあのごみ処理が固有の業務だということは、十二分にお分かりの上で、ここまで進めて見えると思います。一度も住民に対して、どの場所がいいのか、以前は、ここがメリットだということで、決められたことを実際にこの住民に問い合わせ、そして覆るということがなかったのに、一方的に丸三角ペケの方法で、執行部先導で、2号地の多目的グラウンドに、いつの間にか決められて進められようとしておりますが、この固有の業務の位置づけについては、どの程度に組合としては、言われるままに、

碧南、高浜に場所も指定され、仕事もこれだけと限定され、自分の頭では考えず、やっていくこと、私は当然、この一部事務組合といえども、地方自治体の一部ですから、この固有の事務ということは、大きな責任があるというふうに思います、どんなふうにお考えではないですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 固有の事務ということでございます。地方自治法第2条では、地方公共団体が処理すべき事務の範囲が定められており、これをごみ処理に当たはめた場合は、市町村は一般廃棄物処理計画に基づいて事業を実施し、適正な処理を確保する責任があるということでございます。このことにより、一般廃棄物の収集運搬、処分については、市町村の固有の業務ということで、責任は当然あるというふうに考えております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 少し前になるんですが、平成20年6月19日付の環境廃棄物環発第180619001号で各都道府県の担当とこの市町村に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理基本計画の策定についてに当たっての指針についてというものが示されています。これは、両市あるいは組合がごみ基本一般廃棄物処理基準に基づき、計画をつくってそれぞれ進めていくという責任があるよということを市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたいというそんなに長くない文章ですが、これは十分に御存じの上で、今もこのあの通知は生きているんですよね。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） はい、生きているというふうに思っております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） それで、組合としては、傍観して見えると思うんですが、先ほど言いましたように、両市は、サウンディングとして、わざわざ今民間業者に手を挙げるよう求め、その中で、サウンディングの参加申し込みは、8月18日から10月3日ということなので、おそらくどういう状況になっているか、何らかの動きがあったのかもしれません、議会に双方の議会には何1つ報告されていません。

これを実際にテーブルの上に乗って対話をするのが、10月20日から10月31日ということで書かれており、両市的一般廃棄物以外も取り扱うと思っているのかどうか。これが、サウンディングのアンケート項目の一部に入っています。それから、産業廃棄物の種類、1日当たり何トンを考えているのかという、この2つの項目が掲げられているんです。

先ほど言った今も生きている平成20年6月19日の文章からすれば、市町村の処理責任は極め

て重いものであることを改めて認識されたいと。そして、自分のごみは、自分のエリア内で処理するというのは、もう再三私もこの組合も、両市の中でも、議員として、やらせていただいて、これは口を酸っぱくして言われたことです。

これから、はみ出たことを、他の自治体の一般廃棄物も取り込みますかということを、アンケートで聞くだけだと言うけれども、そんなこの法律や通知に違反したことを行行政が行っていることはいいのかと、産業廃棄物についても、これは固有の事務から外れます。利益のために発生する産業廃棄物は、その利益を享受する企業によって、きっちり行われなければならないというふうになると思うんですが、それについては、ただ傍観しているだけで、組合としては何も言われないんですか。違法ですよということぐらいは発信すべきだと思いますが。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まず一般廃棄物の収集運搬処分を委託して行わせるという場合においても、その責任を市が逃れるということではございません。引き続き責任においては、市町村が有するものとされておりまして、またとえこれが公設民営、民設民営等であっても、これは同様でございます。

それから、産業廃棄物ということでございますけれども、自治体がそれを処理することは可能なのかということですけれども、それは、可能か不可能かということで申しますと、一応可能というふうでございます。その法的根拠ですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項では、市町村は単独に、または共同して、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認められる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができるというふうに規定をしておりまして、県内でも豊川市などは過去、そのように処理していた自治体もございますので、何か違法になるというような認識はございません。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 質問の4番目のところです。まず、産業廃棄物を自治体が処理することは可能かと法的根拠は不適用はということで質問しました。それで、時代とともに、もう10年以上経っているわけですから、この通知も、それから、本来のあの地方自治法に書かれた固有の事務の受け止め方も、時代とともに変換してくる、間違って取られてはいけないということで、改めて、この通知が出されたというふうに思うんですね。

基本は何らかの理由があって、その産業廃棄物に手を出さなければならぬ理由があるとか、そういう理由があったときに初めて、このイレギュラーな対応が幾らかは可能になるという可能性が開けるんですが、今、この碧南高浜については、その産業廃棄物に行行政が質問事項を設けてまで、ここに道を開いていくということは、私は必要性がないというふうに、本来のこの通知文

のとおりでやっていくべきだというふうに思うんですが、その一般論で答えられましたけれども、とりわけそのこの産業廃棄物に道を開くというこの理由が、碧南、高浜にはあるんでしょうか。私たちは、この企業が出される産業廃棄物については、一切考えなくていいということを言っているんですよ。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 御質問のその必要性ですが、市町村が必要とするであると認める産業廃棄物の処理ですけれども、これにつきましては、碧南、高浜両市が必要性を見出しておるということで、そのサウンディング調査等も進めているというふうに思っております。組合としては、特にその部分について、突っ込むところはございません。以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 私は当然、碧南市でもやりましたけれども、その必要性は具体的には示されませんでした。あえて、そこにあの手を広げていくということには全くならないというふうに思います。それで、5番目のところの他のごみを一般廃棄物を持ち込むということについても、これは全くこの違法じゃないですか。私たちだってルールを守って、最終的に灰なんかは県外にも送っていますけれども、一般廃棄物をよそに持っていくということは、今の状態ではやってないので、そのイレギュラーなところをやっているところがあるとするならば、それをどんどん拡張する方向ではなく、やっぱり法の求めているものは、この自治体が責任を持つということで、実際に裁判の結果も、そういうことをやってはならないということで、検証がされているはずですけども、一般廃棄物の他の自治体のものも処理することを、なぜこの両市が行政ですよ。法律を守る一番の、それが、法を破るような設問をされたかということに対して、ごみの専門家である組合の責任者としては、やっぱり歯止めをかけていく必要があるんじゃないですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この一般廃棄物の両市以外の持ち込みということですけれども、基本はそういうことでございますけれども、全くこれがでは持ち込めないかということにつきましては、それは持ち込めるということになっております。当然、手続を踏む必要がありますが、他市のごみも受け入れることができると、その必要性は先ほども言いましたように、産業廃棄物も同じですから、その必要性があれば、当然、可能になっていくのかなというふうには考えております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 今までの行政の責任と、それから環境に対する責任から、地球の資源に対

する責任、それから、ごみをみんなで減らしていくという大きなスケールで考えた場合に、圧倒的に行政が利害抜きで、責任持っていくことが、最も妥当であろうということで、こういう法律が作られ、産業廃棄物あるいは他の自治体は、それぞれが責任を持ってやっていくということになってきたと思います。

それで、6番目に、あれもこれもオーケーということになると、今度はいよいよ本命の処理施設そのものを民営化していくと、民間の業者に造らせて、そこに一般廃棄物として、委託料を出して処理していくと、ごみ施設そのものを持たない碧南市、高浜市ということも、可能性としては広がってくるわけです。ここで、民営化による焼却施設を例えば持たないとなった場合のデメリット、メリットについて、検討されているんでしょうか。私たち、全く知らない間に、4回選定委員会を開いて、この大筋の基本的な方向が中日本という、この間、入札をしたコンサルタントは、ここの基本構想もやって、この今までのいきさつを全部承知の上の業者ですが、それがまた、再びあの400万弱のお金で、この4回の会議によって方向を決定してしまうということにこれまで来ているのでね、まだ、第1回はやられていないと思うんですが、そういうことも、これから日の日程も、小池市長先頭に組合の管理者、あるいは、碧南市の市長共々一切明確にされていません。

そういうことですから、民営化によるデメリットについて、全くごみ施設を持たないということも含めて、あなたたちは検討して見えるんでしょう。ここで、あの5つ、5番目と6番目の産業廃棄物、あるいは、他市のごみの引き入れまで、業者に対して全くあの縁のない業者に対して、今から聞いているわけですから、ここで何社集まったのと言っても答えないでしょう。答えないでしょう。組合としては、それ一切明らかにされてないんですよ、市民に。お答えください。6番のことです。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 6番目の処理施設の民営化によるデメリットということでございますが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、組合の立場で言うのも何ですけれども、今、その民営化については民営化が決まったというものではございません。今後、両市で検討委員会において、何が一番いいかという議論が重ねられ、最終決定をしていくというふうに、我々は考えておりますので、この場で、その民営化という予見的な答弁としては、組合は控えさせていただきたいと思います。お願ひします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 最終的に、そういうふうに言われると思いますが、とにかく4回の年内、あるいはどうしてもやれなければ、あの4月以降に1回ぐらいははみ出すかもしれないけれども、それを私たちも知らない、市民も知らない間に決めようとしているんです。だから、冒頭で言つ

たように、あなたたちはこの組合の職員を守る責任者ですから、そういう立場で本当に黙っていいのかということ。改めて、問わざるを得ないですよ。それで、7番目の実際に、この組合も含めて参加していると思うんですが、あの2号地多目的グラウンドにごみ焼却施設を用地的には一番最もいいんだということで言われましたけれども、これはもともと県のものですから、県は、どういう形で、計画変更をしていく予定でいるのか。これが飛んでしまえば、初めからやり直しですから、それから、ただで貸してくれるのか、有償で貸してくれるのか、法外なお金を請求されたら、これも白紙撤回になる可能性はあるでしょう。どんなに高いものでも飛びつくんですか。今の段階だと、どんなに高くても、この2号地多目的グラウンドを一番先に決定してしまっているので、このどんなお金でも出しますよと緊急事態宣言を発している小池さんが、こういう立場に今立っているんですけれども、どこまで進んでいるんですか、2号地の確約は。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 2号地の話ですけども、県との協議の進み具合ということですが、議員もおっしゃられるように、この協議については、今現在、両市のほうが県等と対応していることで、今後どうだ、お金がどうだとか、計画変更はということにつきましても、両市として進めておりますので、組合としてその辺は細かく今は関知してないという状況でございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） そんな無関心な状態で、市民にも知らせずに、このことが重大なことが決まっていくということ自体が問題ですし、組合議員としても、私は碧南市の市会議員としても、本当にこう納得できないので、もっと状況を明らかにし、早く市民に発信するべきだというふうに思います。

次に、2番目の公契約制度について伺います。

日本共産党は、全ての労働者が人間らしく働いて、安定した生活を送ることができる雇用状態を守り、前進させるよう、創立以来、103年間貫いてきました。とりわけ、公共事業の中で官製ワーキングプアの状況であったり、劣悪な労働環境があつてはなりません。そこで、衣浦衛生組合としても、公共の立場から、公契約条例を制定していただくことを求めるものです。

既に、愛知県は制定しております、それより半年後に碧南市も制定しました。高浜市さんは、令和6年に制定をされているところですが、それらを踏まえて、全国の公契約条例の制定状況について調査されましたでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 一般財団法人地方自治研究機構が公表しております文献で調査をした

んですけども、令和7年度7月1日付け時点において、全国1,794自治体中90自治体ですね。率にして、約5%で公契約条例、公契約条例という名称を使用していない条例も含みますけれども、が制定されているということが確認されております。ただ、その中に一部事務組合で制定されている事例を調べましたけれども、それはございませんでした。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）一部事務組合としてはないということの理由は、特にないわけですね。一般の地方自治体と同じ扱いを受けるので、ここで設定しても、何の違和感も違法なこともないということで、確認していいですか。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）一部事務組合が条例として制定するということは、可能でございます。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）それでは、まず愛知県の公契約条例についての御見解をお示しください。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）愛知県の公契約条例が掲げる適正な労働環境の確保や、社会的価値の実現といったような理念は、これは公共契約における重要な視点であるというふうに、組合は認識しております。当組合におきましては、現時点で、当該条例の直接的な適用はございませんが、その趣旨を尊重し、契約事務において、労働関係法令の遵守や社会保険加入状況の確認など、可能な範囲で、配慮を行っているところでございます。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）碧南市は、本当に早い時期に作って、私たちも誇りに思っているあの政策の1つですが、これに対する見解は何かお持ちですか。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）碧南市の公契約条例は、若干、県と理念がまあかぶるところもあるんですけども、違うところもありまして、碧南市の条例は、適正な価格による契約や労働者の賃金など、適正な労働環境の確保に努め、公契約の品質及び適正な履行を確保するなど、意義ある取り組みであるというふうに認識をしております。

先ほどの重なる部分もありますけれども、碧南市の公契約条例に対しても、その趣旨を尊重し、契約事務において、労働関係法令の順守や労働条件の確認、適正な労働環境の確保に向けた配慮

等は行っておる状況でございます。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）高浜市さんも、やっぱり、先にやった自治体にならって、やっぱり遅れてスタートしたということで、よりいっそう研究をされて、制定されているように、私は思いました。それで、どちらも県は工事は6億円以上、あるいは、高浜、碧南は6,000万円以上、それから委託はどれも県も碧南も高浜も1,000万円以上の方は公契約の対象となって、具体的なチェック項目も含めて、今、こんな熱中症の時には、こう暑い時間にはやめるとか、そういうことも含めて、本当にあの1人1人の労働環境を綿密に調査してチェックすると、中には抜き打ちもやって、担当者もとてもやっぱりないよりはあったほうが守られると、いざという時には、ちゃんと行政がそこに間には入って、労働者により良くなるように働きかけをすることができるということも、生の声で教えていただきました。

それで、そういう条件の中で、6,000万と1,000万の委託事業というふうにした場合、組合で対象になる事業数というのは、令和6年の決算でもいいですし、令和7年でもいいんですが、どの程度あるんでしょうか。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）碧南市の条例を参考に令和6年度の契約ということで、当てはめてみると、先ほど言われました6,000万円以上の工事というのは、5,000万円ですね、5,000万円以上の工事は、組合で1件から予定価格1,000万円以上の工事以外の請負契約、または委託契約は14件がありました。ただ、この業務内容が規定する条件に該当する契約についてはありませんでしたので、組合として、対象はどうだったかということにつきまして、工事1件ということでございます。

以上です。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）隣のプールの維持管理も含めて、この維持管理も含めて、とりわけ3K職場と言われるような職場の中で、下請け、孫請けとか行くと、本当にあのどこまで補償されているのかなということもあります。それから10月からは、最低賃金も1,114円になり、この徹底もきちんと今、請け負っている人たちの間で、設定されているかどうかも必要で、双方、今までの答弁によると、この公契約条例については否定はされませんでした。であるならば、やっぱりここで働く皆さん、この1,000万も、そんな厳しい条件をつけると、そうだけど、いわゆる委託で言えば、はかりなく、数多くあるんじゃないですか。今から決算をやるんですけども、委託の関係では、たくさんの項目があると思いますけれども、やっぱりそれを適用できるような、公契約

条例にして実施するというお考えはないんでしょうか。ぜひ、踏み切っていただいて、ここで働く関連業者の皆さんのも暮らしと権利を守っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今おっしゃられるように、当組合員については、該当する事業は非常に少ない工事で1件、それと委託についても特殊性及び専門性を持った随意契約がほとんどということになっております。最低賃金や労働基準法など、国の法律が、労働条件や契約条件関係として定められておりますので、この独自の条例を制定するまでの必要性はちょっと低いというふうに考えてございます。

他の一部事務組合においても、多分、そのようなことで基礎自治体ではないということで、策定をしてないのかなというふうに思います。ただ、公契約条例の趣旨でありました愛知県、それから碧南市、高浜市、それぞれ理念ですけれども、条例を制定しておりますので、適正な価格による契約や労働者の賃金など、適正な労働環境の確保、それから契約の品質及び適正な履行が確保されるようなチェックは引き続き組合としても行ってまいりたいと思いますので、この公契約条例がないと、このようなことが担保できないものでもないというふうに考えております。

よろしく御理解をお願いします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） こういう制度がなければ、担保できないということは、愛知県に対しても、碧南市に対しても、高浜市に対しても、唾をかけるようなもので、公契約を持っていても意味がないでしょと言わんばかりですよね。で、実際には30億円の工事をあの今からやっていくわけで、こういう人たちに対して、ちゃんとその公契約条例に基づいて、これは達成していますという対外的な表示もできますし、あるいはその細かいもっと下請け、孫請け、下請けになればなるほど、あの弱者ですから、なかなか1人では、あるいはその会社としても、上の人たちにものが言えない中で、やっぱり行政だからこそ、この公契約条例を盾にして、この働く人たちを守ることができるということで、ぜひ、全国で、もし、一部事務組合で公契約条例やったなら、一番ということになるならば、喜んでその一番になって、実際に実現して、ここで働く人たちの暮らしを守るぴかぴかの公契約条例を検討していただける、よくも碧南市の公契約条例に唾をかけましたね。

○議長（荒川義孝） 残り1分。

○1番（山口春美） ぜひ、よろしく前向きに検討していただくよう、確約してください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほど私が申し上げたものの内容は、この公契約条例がなくても当然、

この理念でありますものが、担保されてできないということではなくて、国の法律やら労働条件、そこら辺をしっかりと遵守していけば、このような形でチェックすることも可能ですし、場合によっては、同様の書類を求めていくということも、やぶさかではございませんので、条例がなくても、その辺は引き続きしっかりとやっていくということでございます。

○議長（荒川義孝） 以上で、1番山口春美議員の一般質問を終わります。

次に、8番 倉田利奈議員の質問を許可いたします。8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では、まず旧ごみ処理施設跡地の利用についてお尋ねいたします。この場所は、現在の事業処理施設衛生センターの奥にあたりまして、クリーンセンターの火事の際には、ごみを一時借り置きしていた場所です。まず、この場所は行政財産でしょうか。普通財産でしょうか。どちらかだけ、まずお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 行政財産でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） この場所におきまして、衣浦衛生組合が神鋼環境ソリューションと契約を結び、クリーンセンターで働く職員の駐車場として、行政財産の目的外使用の許可をとった上で、使用料を条例に基づき徴収しており、この神鋼環境ソリューション以外に、目的外使用の許可が、調査によりなかったということですが、そのような認識でよろしかったでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 目的外使用料の利用の許可が神鋼環境ソリューション以外はないのではないかということですけれども、実際には、ボートレースチケットショップ高浜、これ以後、ボートピアと言いますが、ここに貸し出しておりまして、全額減免という扱いということで、貸し出しを行っております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では、ボートピアの臨時駐車場として利用がされていることの利用実態についてお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ボートピアのほうは平成30年10月以降、土曜日、日曜日、祝日、それからゴールデンウィークなどに従業員の車が最大20台程度、それから年末年始などのイベント時には、来場者の臨時駐車場として最大50台程度、合計で最大70台程度が使用されておる状

況でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） この場所を私は実際に見に行ったんですけど、この中にタクシーの乗り場があつて、タクシーの業者の民間業者が、この場所とポートピアを結ぶ営業していたことは御存じでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） はっきりとは確認したわけではございませんけれども、そういう状況があるということは、聞いたことがございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） この使用は後で聞きますけど、この協議はいつ誰が、そのようにただで貸しますよという協議が行ったんでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 当時、情報公開されたと思うんですけども、私どもはちょっとその文書が確認はできておりませんでしたので、文書はないということですけども、当時の文書が存在しなかつたこともありますて、経緯をさかのぼって確認をいたしました。そうしたところ、ポートピアを設置した株式会社碧海総合研究所というところですけれども、そこと碧南市及び高浜市とボートレースチケットショップ高浜に関する覚書というのを締結しておるところが分かりました。

当研究所等は、売上げの一部を毎年当該区域の環境整備に配慮するということに関して、環境整備協力費というのを両市に納めております。そのため、別途駐車場使用料ということで、いただくことは、二重の負担となるということで、その時の当時管理者の判断により、全額減免という貸し出しとしてきたようでございます。また、文書は交わしておりませんで、口頭での契約であったということが確認できております。

以上です。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） びっくりするような答弁でした。知つていながら、今の話だと、いわゆる目的外使用の許可もしていないという状況で使っているんですね。地方自治法の第238条の第4第7項に、行政財産は、その用途、または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとなっております。常識的に考えれば、利用者の利便性を高めるために、その施設、

例えば、プールでしたら、自販機を置くとか、そういうことはできると思うんですけど、このボートピアの駐車場としてはどうやっても許可はできないと思うんですけど、組合の見解をお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まず、この協力金ということをいただいております。周辺地域の整備環境等に活用するという趣旨のもとに、いただいておるもので、駐車場使用料はこれに当てはめた場合、性格としては、一致しておるのかなというふうに思います。

また、当時の整理として、既にご負担をいただいたため、二重の徴収はしないという考えがあったのも事実でございます。よろしくお願ひします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今のお話でいくと、環境整備協力費をもらっているからもらわないと、それはどのように文書に書かれていたんでしょうか。先ほど、書かれてないような話もあったんですけど、それは明確にされているんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほど申しました覚書を若干紹介いたしますと、ボートレースチケットショップ高浜に関する覚書ということで、碧南市が30年7月17日、高浜市が30年7月12日に締結をしております。内容につきましては、碧南市では、ボートレースチケットショップ高浜が、碧南市の区域に極めて近接した立地であることを踏まえまして、当該区域の環境整備に配慮することに関して、次のとおり覚書を締結するということで、第1条第1項ボートレースチケットショップ高浜は、場外発売所における売り上げの1,000分の2に相当する金額を環境整備協力費として、碧南市に支払うものとするということになっております。その代わりに、碧南市は、環境の整備に最大限努めるものとするとなっております。それから第2項前項の環境整備協力費の支払い方法については、高浜市の環境整備協力費の取扱いに準ずるというものでございます。それから、高浜市では、この碧南の1000分の2というところが、100分の1ということになるんですけども、この内容に加えまして、厳守事項、有効期間、交通安全対策、治安維持対策、青少年対策、周辺環境、美化対策及び地域活動への協力ということが規定されているという状況です。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今の話を聞いて全く理解できません。完全なる忖度ですね。今後も今おっしゃったことを理由として、無償でずっと使わせていくということでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今後は、文書のやり取りはございませんでしたので、目的外使用許可証として、出していこうと考えておりますが、利用料につきましては、今までどおり減免という形にさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） すみません。もうあまりにもちょっとびっくりするような答弁です。そんなことが通用するなら、もっともつといろんなことが、まかり通るなと思います。

もう次の質問行きます。

クリーンセンターの今後の在り方についてお聞きしてまいります。碧南市からいただいた資料によりますと、令和7年1月31日の午後2時半より、衣浦衛生組合の田中業務課長及び安藤課長補佐が、碧南市役所にて、民設民営のごみ処理施設の検討を行っていることが分かりました。中部電力株式会社のグループ長を始めとする3名と、それから碧南市の生田経済環境部長を始めとする職員4名も参加しておりました。打合せの内容について、状況報告及び意見交換を行ったとありますが、どのような報告や意見交換であったのか、詳しく教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 碧南市と中部電力との打合せに出席した内容でございますけれども、現状の碧南市及び高浜市における一般廃棄物処理等に関する質問があった場合に、ごみ処理施設を管理運営する専門的な立場ということで、技術的助言を行うということで、碧南市からの要請でオブザーバーとしていつも出席しております。本打合せに対する組合の基本的な立場としましては、組合が何かそこに主体的に協議に絡んでいくというような形ではなくて、内容をお聞きして、質問等には、クリーンセンター衣浦の深い内容になった場合、私どもではないとわからないところがありますので、そういうことにまた聞きでまた質問ということじゃなくて、直接お答えするため出席しているという関係でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） どういう立場で出たのかということではなくて、そこでどのような報告や意見交換があったのかということをお聞きしたいです。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 組合の立場としては、オブザーバーとして参加をしておりますので、打ち合せの内容につきましては、両市でしっかりと聞いていただければというふうに思います

で、組合からの答えは控えさせていただきます。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）出席しているので、控えなくて、お答えいただいて結構ですので、お答えください。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）特に私ども答えるという状況ではないと思います。両市で確認していただければと思いますので、お願ひします。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）出席されているんですから、どういうことがあったかくらいきちんとお答えいただかないと困りますけどね。だって衛生組合として出たわけですからね。どういう情報交換があったんですか。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）あえて申し上げるとすると、まあ、私どもが何かお答えする場面というのはあまりなくてクリーンセンター衣浦の現状を教えてほしいということについては、私どもが発言をしております。それから、何か技術的な助言を求められる場面もあるのかなとそういうふうに思ったんですけども、それについては、特段ございませんでしたので、我々としては、クリーンセンター衣浦の現状をお答えしたということが、内容でございます。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）しっかりお答えをいただきたいと思うんですけど、次に行きます。

令和7年1月23日業務課の安藤課長補佐が、香川県三豊市のバイオマス資源化センターみとよを視察した件についてお伺いしたいと思います。こちらも両市からも参加して視察を行っているんですけど、この課長補佐が参加された目的についてお答えください。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）業務課管理係の安藤課長補佐が碧南高浜とともに同行させていただいたということですけれども、大きな目的は、先進地行政視察ということで、両市の視察に合わせて同行したということでございます。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○ 8番（倉田利奈） ですから、その行った目的を教えてください。

○ 事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○ 議長（荒川義孝） 事務局長。

○ 事務局長（片山正樹） 目的は先進地行政視察です。ほかに何かありますか。以上です。

○ 8番（倉田利奈） 議長、8番。

○ 議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○ 8番（倉田利奈） 先進地に衛生組合の職員が行かれるということがよくわからないので、なぜそれが必要なのか、教えてください。

○ 事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○ 議長（荒川義孝） 事務局長。

○ 事務局長（片山正樹） おわかりにならないということで、もう少し詳しくお答えします。整備構想を改定版ではですね、一般的なストーカー方式の焼却単体方式に加えまして、環境性能を高めたバイオガス化プラス消火コンバイン方式2パターンを提案させていただきました。ですが、碧南市議会12月定例会においては、この三豊市のトンネルコンポスト方式を採用できなかというような一般質問がございました。ここでは、新たな案の提案が出てきたということで、現地の取組状況を確認していくというふうに当時、環境部局が答えております。

それで、当組合においても三豊市のように焼却以外の方式によるごみ処理など、新しい技術については、導入についての技術的な問題で、これを当然ながら知っておく必要があるということございます。したがいまして、碧南市と高浜市の視察に合わせて、職員自らの技術的な観点から、この新技術の確認をして、その状況を組合内で共有し、場合によっては両市にフィードバックできるように、同行したということでございます。

議員が言われるように関係ないから、こんなのに行く必要ないというふうなお考えもあるでしょう。でも、逆に、この碧南市議会で、三豊のコンポスト方式を採用できなかというようなことがあった限り、じゃあうちは関係ないから行かないよ、知らないよ。何も知らないよ、三豊何ですか、それは。そんなことはあり得ません。ですので、行ったということで、まあ、関係ないということではないです。

○ 8番（倉田利奈） 議長、8番。

○ 議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○ 8番（倉田利奈） 私はですね、やはり衛生組合も一緒に今後、協議をしていってほしいということを言つきました。ところが衛生組合はこの施設の現施設の管理運営についてのみを行うということをこの間もずっと貫して言つているんですよね。ちょうどこの会議録もいろいろと私が調べたところ、組合として、今、そういう協議に加わって何か進めていくという立場ではないという、はつきり答えているんですよね。だから、言つていることがね、違うんですよ。だから、今後どうして、どういう立場でくるって、先ほどちょっと山口議員の質問を聞いていま

したけど、一体どういう立場でいくのか、ちょっとまだいまによくわかりません。その時、その時、時で変わるんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 言葉の揚げ足を取られておるのかどうかわかりませんけれども、そもそもこの三豊に行かなかったら、逆に組合はなぜ行かないのというように言われる立場だと思います。倉田議員はそんなことはないよと、行かんで正解だというふうに言われますけれども、逆にそんなあの三豊のことも知らないの、組合は。ということを何回も私自身に言われています。しっかり見ていて、研究をして、ちゃんと技術的にできるかどうかも含めて、これは見ていくのは当然だというふうに思います。

それから先ほど言ったように、最終決定は、この方針の最終決定は両市で行っていくというふうに、何回も申し上げておりました。そこで、最終決定では、組合がどうだということは、毛頭ございません。ただ、その検討していく中で、当然、現状のとおりですね、オブザーバー的な役割として関わっていくことは、組合としては当然、構成市の意向でありますので、それは確実です。だから、そんなものも知りませんと、組合は一切関わりません。ということじゃなくて、関わり方の程度の問題です。最終決定は両市がやるということです。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今までの発言でいくと私はいや協議に加わってきません。そういう立場なんだなと思っていたんですね。ところが三豊に行かれている。それで今は、オブザーバー的、私、本当、ちょっとその辺が理解できませんけど、どんどん立場を変えているんじゃないかなと思います。

私はやはりですね、両市が決めることではありますながら、両市ははつきり言って、これ、状況、どこまでわかっているのかなっていう私、疑問があります。ですから、やはり、衛生組合も一体となって、私はやるべきだと再度申し上げたいと思います。

では次に、クリーンセンター衣浦の整備構想改定業務委託についてお伺いしてまいります。令和6年5月23日にクリーンセンター衣浦会議室において、中日本コンサルタント株式会社と衣浦構想改定案について、打合せをされております。その協議記録には、碧南市が締結した資源循環事業等の検討に関する連携協定との整合を図った総合所見とすると書かれているんですね。これはよく業務委託してよく読んでみえると思うんですけど、この整合を図った部分というのは、どういった部分になるんでしょう。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 整合を図ったというのは、その何かその連携協定にそっちを合わせる

とか、そういうことで、整合を図ったということじゃなくて、碧南市でもその連携協定を結んでいくわけですから、結んでいるわけですから、だから、全くそんなもの知らないよと、勝手にやりなさいということじゃない。それと、その考えと整合した形で、きっちり考えなければならぬよというようなことで図っているわけです。だから、そうなんか、それ、そっちに合わせたんじゃないとか、そういう言葉じりの捉え方をやめてください。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）私はですね、今おっしゃって、どういった考え方で整合性を図ったか、その部分を教えてくださいと言ったわけですよ。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）どういう形であっても今答えたとおりです。

以上です。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）今の答弁だと、どの部分が整合性を図ったのかというのがわからないんですね。この資源循環事業との検討に関する連携協定のどういった部分について、整合性を図つたって言うんですかね。それがないんですかね。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）連携協定までの話になるというのは、全然、この通告ではわかりませんので、なかなか細かい回答はできないかもしれません。通告書に沿って、一応、質問していただきたいというふうに思っています。関連があるというふうに言われるかもしれません、これは一般質問ですので、申し合わせ事項どおり、しっかり細かく分かりやすいように答弁できるように書いていただくということですので、できれば、この1番議員のようにしっかり丁寧に細かく書いていただけだと、私はありがたいんですけども、これだとなかなか8番議員のものだと、1番議員と差がありすぎて、答弁できかねるところがあるんですが、あえて言うならですね、当初、この連携協定で問題とされていた部分、いろいろあると思います。その将来のエネルギーだとか、カーボンニュートラル、いろいろそういう検討について、うちもそういうことも検討していかないと、勝手に組合の考えだけでいては駄目だよということですね。以上です。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）私はこの整備構想改定案についてお伺いしております。これについては相当中日本コンサルタントと打ち合わせをして、いろいろな訂正部分とか、ずっと打ち合わせをさ

れてきているんですよね、それを私は見ています。なので、当然、すんなりとお答えが出るかと思ったんですけど、次の質問いきます。整備構想のこの参考資料によりますと、安城市環境クリーンセンターは、通常の基幹的設備改良工事ではなく、大規模な設備更新を実施することで、2051年度、令和33年度までの現施設延命化を検討しているとの発言があったと、碧南市より、衣浦衛生組合に情報提供があった、これは131ページです。衣浦整備構想の131ページに、こういうふうに明記されているんですね。この情報提供は安城市から正式に文書でもらっているのかどうか確認したいと思います。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） これはうちは直接安城市からもらっておりません。市の話です。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） ということは、碧南市からは口頭で聞いたということで、よろしかったでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） はい、そういうことでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 衣浦衛生整備構想の延命化効果の比較評価についてお聞きします。106ページです。廃棄物処理LCCの比較評価では、令和7年度2025年度から今年度から、令和33年、2051年度延命化する場合と、施設更新する場合を比較した表が書かれております。この表によりますと、延命化する場合は177億円余りで、施設更新する場合は、基幹設備改良工事費と、新設建設費等を含む219億円となり、結果は延命化する場合のほうが、費用を約40億円低減できるということが見込まれると書かれております。このような比較評価を行ったということは、2051年の延命化は可能になると考えるんですね。特に、この既存プラントメーカーのヒアリングでも、2051年度まで延命化が可能であることが確認済みとも書かれているんですけど、これについて、どのようなお考えでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 再延命化ですね。再延命化とか、再々延命化というふうに申しますが、この2051年度まで今から26年間でございますけれども、プラントメーカーの聞き取りでは、そこまで再々延命化を行えば、可能だというふうに思いますという答えはいただいております。ただ、稼働年数が55年を超えてくるということで、機器や建物の老朽化により、予想しない修繕

が発生する可能性は当然あるということで、リスク的にも大きなリスクがあるという案であると御説明をしております。また、新技術が次々と開発される昨今において、既存設備はどんどん陳腐化していくということで、このカーボンニュートラルということの実現を考えた場合は、逆に言うと、この再々延命化で修繕に修繕を重ねて、古い施設で、CO<sub>2</sub>の改善も見込めないという中で、やっていくというのは、非常にほど遠い案となるということと、リスクが大きいということで、その倉田議員が言われるようになんか一発うまくいけば、ひょっとしたら安くなるんじやないかというふうなことで捉えられていると思いますけれども、我々はそこは非常に難しいんではないかというふうに考えております。それで総合的に判断をして、結局、両市で新設が一番いいというふうに考えて、新設案を選択されたというふうに考えております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） この躯体の調査も900万円かけてしているんですよね。ところが多分、この先ほどずっと話しているこの整備構想の中の数ページだと思うんですね。本当にこれ、こんなでどうやって今の事務局長の判断ができるか、全然わからないです。どういったふうになんか取りまとめて、いや、カーボンニュートラルのことも、なんかそれ、どういうふうにこれ見たらいいんですかね。ちょっとこれがよく分からないんですけど、確かにカーボンニュートラルは大事です。これだけ暑くなっていますし、CO<sub>2</sub>の排出を抑えることは大事です。ただですね、高浜市の場合、もう本当に今財調がないので、今後、ごみ処理施設をどうしていくか、長期財政計画にも反映されておりませんので、ごみ処理施設ができなくなると、それはもう市民の生活に直結することですので、非常に困ります。ごみが町中にあふれます。そうであれば、なんとかごみ処理施設、ごみ処理をしていく方向で考えなければならないと思うんですけど、それ、どうやってこれ、今おっしゃったことを読み取ったらいいんですかね、これ、ちょっと私、これだけだとよく読み取れないんですけど、教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 逆に再々延命化が8番議員が言われるのがベストだというふうに、どうして読み取れるのかということを、逆にお聞きしたいなというふうに思っています。どうしてそれが一番いいのかということですね、そうじゃなくて、これを発表した後、皆さん、いろいろこの中を読み込まれて、やっぱりこれは新設に行くべきだというふうに判断されたわけです。倉田議員が言われる再々延命化が一番いいというような意見というのは、あんまりないというふうに思っております。以上です。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） こっちは再々延命化が、絶対的なそれを進めているわけではありません。

なぜなら、判断するものがないからなんですよ。判断できないんですよ。これ読んでも一生懸命読んでも何がいいかが判断できません。さっきおっしゃったCO<sub>2</sub>のことも、じゃあどうなのかということもちよつとわかりません。私、これではわかりません。それで安城市は今回、大規模改修をりますよね。だから、安城市のようにやって、同じように広域化するところを揃えるつてこともできると思うんですよ。なぜかというと、結局、これ、新設しても新設した建物13年しか使わないということになるんですね。今の計画でいくと、13年しか使わないってことになると、えつ、これ新設してどうなんですかって話なんですよ。何百億もかける施設ですからね。そういう中で、じゃあ、どういう方法がほかにあるのかなと、私は一生懸命考えました。

そういう中で、じゃあ、この方法は絶対駄目だなっていうふうに削除されるものは削除していくけど、それがよくわからないので、教えてほしいんですよ。で、安城市のように大規模な改修って、この小規模基幹改良工事ではなくて、可能だったんじゃないかなということも思ったんですけど、それはどうだったんでしょう。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 安城が行うような超大規模基幹改良工事ですね。ほぼ全てを取り替えるぐらいの勢い、新設より高いんじゃないかというふうに思っていますけれども、そういうことは衣浦衛生組合のこの小さなコンパクトの処理場の中では、炉を何年も止めてやればあれでけども、1炉例え動かして継続しながらやるというのは、やっぱり不可能です。

それから、安城のその大規模改修が幾らか御存じかと思うんですけれども、そこまでお金をかけてやるということは、碧南も高浜もですね。メリットもないし、余力もないです。以上です。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 私は今、表ありますよね。あれで見ると結局2号地で造りますとなった場合、2号地の液状化対策は何億円ってかかります。そういうお金計上されてないんですね。そういうのも考えると、やはりですね。あの表だけでは比較対処できないんですよ。ですから、やはりほかの方法もないのか、じゃあ、例えば安城のようにやるんであれば、どれぐらいかかるのか、じゃあ、この金額ですって出してもらえば、それはそれであ、そうか、じゃあ、これができませんねって、私も納得すると思うんですよね。だけど、今、2号地であります、新設やります。まあ、それも1ついいと思います。

ただ、それについては、液状化対策が非常にお金もかかるもんだから、それがいいのかどうかっていうのは、私、今判断できないんですよ。特に本当にうちお金がないので、なんとかできる方法を考えないといけない。それで13年経ちました。じゃあ13年経って広域化します。じゃあ、もうここおしまいですというのも、どうかと思いますし、じゃあ、そこに中電がやります。じゃあ、中電がどんどん産業廃棄物入れます。浜岡原発のたまっている低レベルかどうかわからんない

けど、放射能の含んだものだって、平気で運んで燃やすことができる。そういう状況になる可能性も、今、ゼロではないと私は思っているので、いろいろな要素をまず判断材料としていただきたいんですよ。

次行きます。衛生組合は現在進められている小規模基幹的改良整備を行う上、このクリーンセンターをいつまで稼働させるようにということで、碧南市高浜市の両市から指示があったんでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 指示ということはございませんで、この整備構想のとおりですね。例えば、新設を選んだ場合、向こう10年は最低でもかかるでしょうということはうたっておりまます。それから、そうした場合にこの外部処理案、それから再延命化案これもありますが、まあ、我々としてはこのなんていうんですかね。どの案を採用されても向こう10年、これはもう延命化はもうほっとくわけにいかず、待ったなしだと。じゃあ、何をもって延命化をすれば、一番コストが安いのかを我々は考えたわけです。

その時に、その向こう10年で、とりあえずその交付金をもらいながら、小規模で最低限やるのが一番、コストパフォーマンスもいいと、最小の経費で最大の効果を得るんじゃないかということで、これを選んでおるわけです。

ですので、目標年次というか、そこのお尻の部分ですね。そこはあえて言うなら、向こう10年の延命化を図る最低度工事が小規模基幹改良工事だということでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） はい、そうなるとですね、前回平成26、27、28年やったこの工事と目標期間が変わってくるんですけど、前回の延命化工事とどのように違うのか教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 違うのは何かというと簡単ですよね。前は小規模じゃないです。その普通の基幹改良工事、それもお尻は2039という安城を見据えたものです。それがまあ、今回はその向こう最低の10年を延命化するということが大きな違いです。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 小規模基幹改良工事整備スケジュールを見ますと、令和7年度の仕様書の発注から、令和10年度までの工事費及び工事施工管理まで、概算事業費が合計で38億円余りとなっています。交付金が8億円余りで、地方債が24億7,350万円となっております。これ、地方債について、これは何年度から償還が始まり、これ、毎年の返済金額はおよそ幾らぐらいにな

るかというのは、これ両市にお伝えされているんでしょうか。お伝えしてあるのであれば教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 組合として償還金が何年に幾らになるかということは、予算査定の中で、今後ですね、この3年、今回から工事が始まりますので、借りる分は当然、お伝えしていく予定でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 両市に、この負担が今後、負担金という形でのしかかってくるんですけど、そういった内容についても、特に今のところ、そういった両市と話をしていないということででしょうか。具体的に、やっぱり金額をある程度出していかないと、両市も今後の計画に影響してくると思うんですが、いかがですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ちょっと先ほどの答弁は修正させていただきます。地方債の償還予測ですけども、2035年度まで、両市には伝えてあるということでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） ちなみに、どのように返済というか、負担が増えていくかという、その辺までも言ってあるってことでしょうかね。言ってあるんであれば、金額を教えていただけると、助かります。

○議長（荒川義孝） 答えられる範囲で結構です。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まあ年度ごとのですね、細かいものはちょっと今、手にしておりませんけれども、地方債ということで、この小規模基幹改良工事における地方債総額で24億7,350万円ということで、あとは、細かいのは年度ごとには伝えてございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） この小規模基幹改良設備、これは2年当初の計画より遅れているんですけど、この2年遅れたことによるメリット、デメリットを教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 2年経って、遅れたことのデメリットですけれども、後ろ倒しになつたということですけれども、特段デメリットがあるというふうには考えておりません。ただ、あえて、結果論になるかもしれません、デメリットということで、上げさせてもらえれば、人件費や物価高騰による工事費が高くなつたということでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今回、2年遅れたことにより、資材や人件費の高騰は私はすごく感じております。それがすごく私は将来的にもしかしたら、高浜市の財政にも影響してくる。今、本当にもう1,000万でも、2,000万でも高浜市は、必要な時ですので、そういったところが大きく響いてくる可能性があるんですね。で、私、衣浦整備構想この改定版は議員に示されました。当初の衣浦整備構想が示されなかつたんですよね。いや、改定しますから改定しますからって、多分それ、当時には示されていたと思うんですけど、そうなつてくると、どれぐらい影響があるかつていうのは、多分御存じではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 当時示されていたかどうかということですけれども、2年を後ろ倒しになつた影響というふうに申されますが、そもそも、この後ろ倒しになつた一番の理由、まずそれはですね、環境省のほうが交付金の留保を通達してきたということです。当時ではこの小規模じゃない普通の基幹改良をですね、その通達がありますので、倉田議員がおっしゃられるように、その交付金をもらわずに市単独費をつぎ込んで、じゃあ、ここで計画どおりにやつたほうがいいんじゃないいかというようなことも、1つの考えはあるかもしれませんけど、それは私どもはさすがにできないです。まず、交付金を留保されたから、それは後ろ倒しになる。それはまあ、当然のことかなというふうには思っております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 私は以前ですね。本当に、一財でやらなきゃいけなくなる工事が出てくるということを、私は不安に思っていたものですから、当時は私は計画的にやってくださいねと話をしていました。それで、環境省にも行ってくださいねと、一生懸命言っていました。私は環境省に直接問い合わせもしていて、いや、個別にちゃんと相談乗りますよ。次の地域計画に行けるように相談乗りますよと、担当者から言われていたんですよね。そこがなかなか動いてもらえないかったんですよね。そういう経緯がありました。私としては、何が今問題かというと、私としては、この小規模基幹改良工事がいいのかどうかというのも、先ほどからずっと話しているように、この工事でいいのかなということが。はっきり言って、今のこの材料では分かりません。ただ、

今の状況で行くと、多分このままいくと思います。小規模基幹改良工事を行うと思います。そうなった場合、6、7、8年度で当初はやる予定が8、9、10年度になったんですよね。今おっしゃったように、国のそういう通知の影響があるということであれば、例えば、8年度、来年度から始まるんだけど、この間にその8、9、10年度に行う予定のものが何か不具合があつて、工事があつた場合でもそれは単費でやらなくても、それは済むんでしょうか。どうなんですか。そこを確認したいと思います。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この8、9、10でやらなきやいけないもの、当面の10年延命化に必要なものということですので、ここでやるものについては、交付金をもらっていくということですね。なんかその単費でどれかここをやらないかんということは基本的にはないのかなというふうに考えております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 単費でやらなきやいけないというのは、この間に不具合があつて、どうしてもこれを直さないと、ごみの処理に支障が出るといった場合に、本来であれば、その8、9、10の小規模改良工事の計画に入っていたけど、その前になった場合を心配してお聞きしております。そういうことはないっていうことで、よろしかったでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この間に、どうしてもやらないといけないようなものが、出てくるかどうかはあれですけども、どうしてもやらないといけないようなことがないようなものを当然、必要最低限で、この小規模基幹改良には入れておるということで、こういう金額になってはおるところでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 当初の整備構想というのは、これは議員には示していただけないでしょうか。その改良をする改定する前のものですが、見せていただけないんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 改定するもの前のものをというのを見せてもらえないかということで、改定したわけですから、こちらのほうが最新で、こちらを見ていただければというふうに思います。それから、当時これを当初の整備構想でやろうと思っていたこの基幹改良工事については、総額約51億円です。それで、国費がもらえたと8億円ですよね。もらえる予定でしたけれども、

実質43億円余の負担になったと地方債の負担になったと思います。

今はそれよりはるかに小さい28億円ということです。この時単費で交付金をもらわずに、つぎ込んでやっていたら、逆に新設にも舵を切れなくて、このお金を債務として払い続けていた可能性もございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）先ほど、安城市のように、この施設はできないということですけど、それがなかなかよくわからなくて、それが1基とめてとかいう話があったんですけど、そのあたりでできないという判断されたというものは、何か文書で、こういうものの根拠についてとか何かあるんでしょうか。それとも、事務局長の単独判断なのか、その辺がよくわからないんですね。この整備構想を読んでも、結果的に、その安定的な運転が難しい。じゃあ、そのなぜそれが難しいのかなと思って、これを見てもなんか修繕案とかいろいろ出ているんだけど、それ以上に何が必要なのかということが、具体的に出てないんですけど、何か別にあるんですか？それについては、そういった資料というか、そういった調査はされているんでしょうか。再度、お願ひしたいと思います。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）事務局長。

○事務局長（片山正樹）この安城のような大規模工事ができないというのは、私が一存でできないと言っているわけではございません。当然、技術的根拠があつていろいろと検証する中で、この整備構想にそれはできませんとうたつてあるわけではございませんけれども、この衣浦クリーンセンターの内部を見てもらえると分かりますけれども、非常に窮屈に造られております。安城はもっとゆったり面積を取つて造られておりますので、安城は今1炉運転しながら、なんとかやり切ろうというふうに考えているんですけども、それでも結構苦しい、2炉止める場合も出てくるでしょう。そういう場合は、外部処理だとか、そういうことに頼っていくかと思いますけれども、とにかく安城と同じような大規模改修をこのクリーンセンター衣浦で、1炉でも、動かしながらやつていくのは、非常に難しいということだけは確かでございます。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈）では最後に、先ほど言ったように、今の状態だと、新設13年の稼働になるんですよね。そうなつくると、では、その後の13年でいいのかという話にもなります、衛生組合としては、安城市さんと何か、今後の広域化について、その後ですね、2051年後については、もう話進んでいるんでしょうか、どうなんでしょうか。そこを聞きたいと思います、最後に。

○事務局長（片山正樹）議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） この安城市さんとの統合につきましては、我々組合のほうで交渉しているという事実も内容もお伝えする内容もございません。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 衛生組合がそれを交渉していないとしても、高浜碧南からそういった話を進めているというか、進んでいないにしろ、そういった協議は始めているかどうか、そのあたりの情報もないということでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） そのあたりの情報も、特に今は状況でございます。

○議長（荒川義孝） 以上で、8番倉田利奈議員の一般質問を終わります。

これで通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。15時までとします。

午後2時50分 休憩

---

午後3時 再開

○議長（荒川義孝） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、日程第4議案第9号衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第9号衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

1、改正の理由でありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年1月8日に公布され、同年10月1日から施行されるため、条例の一部を改正するというものであります。

次に、2、改正の概要でありますが、（1）引用条項の改正及び追加として、ア、職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について規定する地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第19条第2項が同条第5項に、同法第5条及び第16条の規定を部分休業に準用することを規定している同法第19条第3項が同条第6項に繰り下げられるため、条例中の引用条項を改める。イ、部分休業の請求に係る規定が法第19条第2項に、部分休業の申出の内容の変更に係る規定が同条第3項に追加されたため、条例中の引用条項を追加するというものであります。

次に、（2）部分休業の対象とする非常勤職員の要件の改正ですが、部分休業の対象とする非常勤職員の要件について、勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定めるものから勤務の日数を考慮して、管理者が定めるものに改めるという。

次に、（3）第1号部分休業に係る規定の緩和ですが、1日につき2時間を超えない範囲の部分休業を第1号部分休業と規定し、第1号部分休業の承認について、勤務時間の始めと終わりのみを対象とする規定を削除するというものであります。

次に、（4）第2号部分休業に関する規定の追加ですが、法第19条第2項第2号に掲げる範囲で請求する同条第1項に規定する部分休業を第2号部分休業と規定し、第2号部分休業の承認は、次に掲げる場合を除き、1時間単位として行うものとする規定を追加するというものであります。第2号部分休業の1時間単位の承認の例外としては、ア、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に1時間未満の端数があり、職員が当該勤務時間の全てについて、第2号部分休業の承認を請求する場合、イ、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、職員が当該残時間数の全てについて、第2号部分休業の承認を請求する場合を新たに規定いたします。

次に、（5）部分休業の請求期間に係る規定の追加ですが、部分休業の請求における1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする規定を追加するというものであります。

次に、（6）部分休業の上限時間数に係る規定の追加ですが、第2号部分休業の請求できる時間数の上限を次に掲げるとおりとする規定を追加するというもので、第2号部分休業の請求できる時間数の上限としては、非常勤職員以外の職員は77時間30分、イ、非常勤職員は、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を新たに規定するものであります。

次に、（7）部分休業の申し出内容の変更に係る規定の追加ですが、法第19条第3項に規定する部分休業の申し出内容の変更について、配偶者が負傷、または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の部分休業の申し出時に、不足することができなかった事実により、部分休業の変更しなければ、小学校就学の時期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると、任命権者が認める場合に変更できることとする規定を追加するというものであります。

最後に、（8）部分休業の承認の取り消し事由に係る規定の改正ですが、部分休業の取り消し事由について、育児、短時間勤務の承認の取り消し事由を規定する第14条を準用することとする規定を職員が法第19条第3項の規定による部分休業の変更をした時とする規定に改めるというものであります。

3、施行期日等でありますが、（1）施行期日は、令和7年10月1日、ただし、（2）経過措置として、この条例の施行の日から、令和8年3月31日までの間における改正後の衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年衣浦衛生組合条例第1号）第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」と同条第2号中「10」

とあるのは、「5」と読み替えるものとして施行するものであります。

以上で、議案第9号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） せっかくなので、成果報告書の37ページに、今の令和6年度の4月1日時点の一般会計24人の人数が書いてあります。児童手当をもらっている方もお見えになるようで、この今回の改正は、就学前のお子様をお持ちの職員の方、それで、今まででは初めと終わりのところで、育児休業を取っていたけれども、それが廃止されて、この時間の中途でも取ることができるということに改正されること。それから、77時間30分これは何の根拠で、正規の方に限って、77時間30分、今からだと、明日、明後日から施行されるわけで、もしや、あのこの制度について取られる方もお見えなのかみえないと思うんだけど、おみえかもしれないで、今から半年だから、半分の38時間45分というふうに、最後の経過措置のところでされるということなのか、それで、お金の補償はどういう形で、共済かなんかで7割とか6割とか出るんでしょうか。それがないと、やっぱり幾らとってもいいよって言われても取れないというふうに思うんですけども、それらを教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今のこの条例、次の条例もそうですけれども、国の法律の改正に伴う条例改正でございます。今、議員、御質問しながら、詳しく御説明していただいたような部分休業が取れる措置がまた部分休業について、より取りやすいような条例改正になったということございます。組合におきましては、現在、対象の職員2人おります。就学前の児童を養育する職員は2人おります。給与面でどういう影響が出るかということで、給与につきましては、勤務しなかった時間数に時間対応を乗じて得た金額が、給与から減額されるということでございます。

今回の条例改正は、既に碧南高浜で6月議会で審議決議されたものでございますので、詳しい説明は控えたいと思います。よろしくお願ひします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） イコールじゃないですと散々言つていて、私たちは別物ですと言われる。ここはここでちゃんと教えてほしいと思うんですが、減額されてしまってはなかなかいいっぱいの生活の中で、物価もこれで3,000品目上がると言つてはいるし、大変だと思うんですが、それに代わってどこかで補填ができるんですか。共済とか、健保とかであるのかないのかということで、このあのさっきの主要施策成果報告書の37ページには、会計任用の職員の方の内訳がないんですが、この衣浦衛生組合では、半日刻みでやってみえるんじゃないですか。リサイクル

センターなんかがと思うんですが、どんな勤務状況で、これに該当しないんじゃないかと思うんです。何ページ数が書いてないですね。参考資料の裏側のところの2のところの、1日当たりに10をかけるって言うんだけど、4時間ぐらいで契約してないですか。そういう人は対象にならないんじゃないの。それと碧南市は、勤務時間はそのまで、開庁時間を5月に試行運転で、9時から5時というふうにするんですが、この組合はどうされるのか、このいろいろな施設がある中で、若干そういうものも、変わってくる可能性があるのか、そうすると、もう自動的にその時間以上働いている会計任用なんかは整理されてしまうと思うんですが、そういう人たちに、就学前のお子様をお持ちの方はお見えになるのかならないのか、その4時間とかで、半日でやっていると、もともと子供に合わせて休んで見えると思うので、会計任用の方には、該当者がいないというふうに言い切ったというふうに思うんです。

正規の方で、お2人見えるということですよね。それで、10月1日から取らないよね、その人たちは。もしかして取ったら対応できるのということを様々言いましたが、ここはここなので、しっかり答えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 会計年度のほうについては、今はそういう対象の職員はいないということでございます。時間数、年間で部分休業が取れる第2号部分休業ですね。10日分ということで、1日、今、リサイクルプラザの会計年度が5時間45分でございますので、それの10倍ということの時間が取れるということで、10日分ということでございます。

あと、先ほどありましたけれども、部分休業による減額される給与については、補償が共済のほうからもございませんので、よろしくお願ひします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 開庁時間の変更は、まだ論議がされてなくて、結論もなくあるのか、それとも、既に決まっていて、どこか影響のある施設があるんでしょうか。プールも控えたりしているんですけど、それに関わって、そこで働く人たちは、特に正規の人はいいですよ。パートの人はもう5時、4時で終わるから、もう帰りなさいという形で、もう言わず語らず、給与引き下げになってしまふんじゃないかとも思うんですが、もう育休以前の問題ですけども、そういうことは起こるのか、えらく大雑把な答弁だったんですけども、ちゃんと明確に、その5年以降の碧南市、何か高浜市も歩調を合わせてみえるということで、答弁があったんですが、いつからやるのかは知りませんが、この組合にとって、全く今と同じような状況で開庁されるんでしょうか。それに伴って、この制度も変わってきませんか。

それから、77時間30分の根拠は、こう言われなかつたね。国から言ってくるから、うちもやるという根拠は何ですか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 開庁時間の変更ということは、当組合では行いませんので、議題以外かなと思っております。この77時間30分というのは、1日の勤務時間が7時間45分ですので、この10日分が77時間30分。1時間単位で取れるということで、この時間が示されているということでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（荒川義孝） ほかにございませんか。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） すみません。今の答弁をお聞きしたいのが、結局、今、会計年度任用職員の方でフルタイムの職員はいないという理解になるんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今勤めている会計年度任用職員に就学前の子を養育している方は見えませんので、対象がないということでございます。

○議長（荒川義孝） まだ発言の許可出してないですよ。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） だから、その育休取っている、取っていないんじゃなくて、先ほどの答弁から、そのフルタイムの会計年度任用職員さんは、ここにはいないっていう理解になるのかなと思ったんですけど、答弁を聞いて。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 以前からこのことは御説明しておりますけれども、組合にはフルタイムの会計年度職員はおりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（荒川義孝） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川義孝） 続いて賛成討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号の採決をいたします。

本件は、原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荒川義孝）　挙手全員であります。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川義孝）　続きまして、日程第5議案第10号衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹）　議長、事務局長。

○議長（荒川義孝）　事務局長。

○事務局長（片山正樹）　ただいま議題となりました。議案第10号衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

参考資料により御説明いたしますので、参考資料1を御覧ください。

1、改正の理由ですが、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が令和6年5月31日に公布され、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正が令和7年10月1日から施行されるため、条例の一部を改正するというものであります。

次に、2、改正の概要ですが、（1）仕事と育児との両立に資する制度、または措置に係る規定の追加ですが、まずアとして、妊娠したこと、または出産したこと、その他、これに準ずる。事実の申し出をした職員に対する措置に係る規定の追加として、職員またはその配偶者が妊娠したこと、または出産したこと、その他、これに準ずる事実の申し出をした当該職員（以下、申し出職員という）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない規定を追加する。

（ア）は申出職員の仕事と育児との両立に資する制度、又は措置（以下、「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置。

（イ）出生時両立支援制度等の請求、申告、又は申し出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置。

（ウ）申出職員のこの心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置、以上、3点を新たに規定するものであります。

次に、イとして、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置に係る規定の追加として、3歳に満たない子を養育する職員、（以下、「対象職員」という。）に対して、管理者が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない規定を追加するというもので、（ア）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度、又は措置（以下、育児期両立支援制度等といふ。）その

他の事項を知らせるための措置。

- (イ) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。
- (ウ) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と、家庭生活との両立の支援となる事情の改善に資する事項に関する対象職員の意向を確認するための措置、以上、3点を新たに規定するものであります。

次に、ウ、任命権者に係る規定の追加として、任命権者はア（ウ）又はイ（ウ）の規定により、意向を確認した事項の取扱いにあたっては、当該移行に配慮しなければならない規定を追加するというものであります。

次に、（2）字句の整理としまして、条例中の字句を適切な表現に改めるものであります。

3、施行期日等ですが、（1）施行期日は令和7年10月1日、ただし、（2）経過措置として、この条例の施行の日（以下、施行日という。）前においても、改正後の衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年衣浦衛生組合条例第3号）第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により、講じられたものとみなすものとして、施行するものであります。

以上で、議案第10号の提案、理由の御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） まず、参考資料の1枚目のところの（1）のア（ア）（イ）（ウ）から、イのところの（ア）（イ）（ウ）それぞれこれは学習しないと、その上位法をきちんと腹に収めて、具体的な対応をすることができないと思うんですが、どんな研修をして見えるのか、それで、実際にやられるのは、担当職員の方が優しく丁寧にマタハラ、セクハラにならないような形でやられると思うんだけど、具体的に一言で言えるような、ああいう2つのああいうあれば、ここで披瀝していただきたいというふうに思いますし、その具体的に対応する体制というのは、組織の中でどなたがやられるのか、事務局長が直接やられるのか、それで、最終的には任命権者で、小池さんが判子を押すわけだけども、どういう点で、もうこれもあさってからやられることで、妊娠中、あるいは3歳未満抱えた子供さんがあるのかないのか、早速使うということはないと思うんですが、一応確認しておきます。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） どのように具体的に対応するかということでございますが、申出職員または対象職員への情報提供としましては、育児、介護と仕事の両立支援ハンドブックというものを作成しております、こちらはパソコンの共通サーバーに掲示しておりますので、職員から見られるようになっております。現状は対象者となる職員もそれほど多くおりませんので、改正の都度、個別に対象職員に説明する機会を設けていきたいというふうに考えております。また、意向の確認につきましては、所属長が庶務課庶務係と連携の上で、所定の様式を利用して、意向確認をしたいというふうに考えております。

よろしくお願ひします。

○議長（荒川義孝） ほかにございますか。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） 改定の中身は何1つ言われなかつたんだけど、あなたが見て、高橋さんが直接ハンドブックを読まれた職員から、なんかに申請があれば、判断して措置をされるとするならば、どういう点がいいなというふうに思われるのか、この前進した施策だと思うんですね。みんなの運動の中で、仕事と家庭の両立、ジェンダー平等ということも含めて、前に進んだ制度だと思うんですが、特にどこが魅力的ですか。それで、任命権者の小池さんも、それを承認して、人員体制だったかを、あらかじめ取らなきやいけない部分も出てくるのか、出てこないのかということなので、一言で言って、どこが良かったですか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 私の個人的な見解というご質問なのかなと思いますけれども、これまでと比べまして、育児とか介護とかが取りやすいというか、組織でもって、とてていただけるように、配慮をするという措置が取られているものだと、その辺が大変よくなつた改正だと思っております。

○議長（荒川義孝） ほかにございますか。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今のお話を聞いてると、例えばお子さんを妊娠したとか出産したというのは、いわゆるいろいろな手続上、分かるんだけど、例えば、家族の中の介護というのは、本当に介護者がいるかどうかというのは、なかなかそういうプライベートな部分なので、分かりづらい部分もあると思うし、言いたくない人もいると思うんですよね。

だけど、そういう中で、こういう制度がせっかくできたんであれば、やはりそれはすごく周知をしっかり職員の方にお伝えする。そういう私は、やっぱりやるべきだと思うんだけど、今のお話をと、例えば、本来は家族の介護をする人がいて、そういうこの制度が使えるのに、いや、知

らなかったとか、いや、そんなところに、あの全体でメール行くのだけじゃわからんということは絶対あると思うんですけど、そういったとこの周知徹底が必要かなと思うんですけど、どうでしょうか。そのあたりは。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 私どもは公務員といいますか、こういう条例関係は、改正があるたびに職員に説明をしておりますので、それを利用される方は利用されると思います。説明会のほうも逐一行っております。今回は、より組織として配慮してあげてくださいという部分だと思いますので、より具体的にどこがどうなっているというような、丁寧な説明がしていかなければいけないというふうに思っておりますので、職員の方にはとつていただけるように、こちらからも配慮していくということでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 今の説明だと、フェイストゥフェイスの説明会をやっていただけるという理解で、よろしかったでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 子供の特に出産されるご家族については、特にそういう対象になるような方については、こちらからは個別にお話しいるというふうに思っておりますが、先ほど言わされましたように、介護とかになりますと、なかなかこちらが把握するのは、難しい状況でございますので、全職員に対して一斉に説明会を開いていくということでございます。希望がある方は、その都度、庶務係のほうに言っていただければ、説明はさせていただく予定でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。反対討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川義孝） 続いて討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号の採決をいたします。本件は、原案のとおり、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荒川義孝） 挙手全員であります。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（荒川義孝）続きまして、日程第6 認定第1号令和6年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明の前に、議会選出監査委員の大竹議員の席への席の移動をお願いいたします。それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました。認定第1号令和6年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算について提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の資料令和6年度衣浦衛生組合一般会計決算書の1ページを御覧ください。

地方自治法昭和22年法律第67条7項第233条第3項の規定により、別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するというものでございます。

2ページ、3ページを開ください。見開きで横長の表となっております。

歳入決算につきまして、3ページ側の歳入済額の一番下歳入合計の欄を御覧ください。

歳入の収入済額は25億7,473万8,500円で、前年度決算額25億1,831万1,727円と比べ、5,642万6,773円、率にして2.2%の増でございます。

4ページ、5ページを開ください。

歳出決算につきまして、5ページ側の歳出済額の一番下歳出合計の欄を御覧ください。歳出の支出済額は、24億9,655万2,825円で、前年度決算額24億1,678万9,634円と比べ、7,976万3,191円、率にして3.3%の増。予算に対する執行率は97.3%でございます。

4ページ表下欄外の歳入歳出差引残額7,818万5,675円は、翌令和7年度へ繰り越すものでございます。

決算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目分担金の収入済額は20億2,973万円、歳入構成比は78.8%で、前年度対比4,418万7,000円率にして、2.1%の減でございました。

内訳としましては、碧南市より12億528万円、分担率は59.3813%、高浜市より8億2,445万円。分担率は40.6187%でございます。

次に、2款1項1目使用料の収入済額は2億400万6,760円、歳入構成比は7.9%で、前年度対比264万1,368円、率にして1.3%の増でございます。

次に、3款1項1目財産運用収入の収入済額は397万8,532円、歳入構成比は0.2%で、前年度対比192万9,337円、率にして94.2%の増でございます。これは、2目利子及び配当金で、利率の上昇に伴う基金利子の収入の増が主なものでございます。

8ページ、9ページを開きください。4款1項1目基金繰入金の収入済額は、3,611万8,500

円歳入構成比は1.4%で、これは、サン・ビレッジ衣浦プール天井改修工事費へ施設整備基金を充当したもので、当該項目は新規に計上したものであることから、前年度の対比において皆増となっております。

5款1項1目繰越金の収入済額は1億152万2,093円、歳入構成比は3.9%で、前年度対比439万5,133円、率にして、4.5%の増でございます。

次に、6款2項1目雑入の収入済額は3,835万9,489円、歳入構成比は1.5%で、前年度対比1,312万2,171円、率にして52.0%の増でございます。これは2節ごみ処理費雑入において、小型蒸気発電機の損傷に伴う発電機停止影響額保証金を収入したことが主なものでございます。

10ページ、11ページに移ります。7款1項1目衛生債の収入済額は1億6,080万円。歳入構成比は6.2%で、前年度対比4,220万円、率にして、35.6%の増でございます。これは、令和6年度に借り入れを行った不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事に伴う地方債の増によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目議会費の支出済額は、48万6,285円歳出構成比は0.1%、執行率は98.4%でございます。

次に、2款1項1目一般管理費の支出済額は8,798万4,693円。歳出構成比は3.5%で、前年度対比1,398万157円、率にして18.9%の増。執行率は95.1%でございます。増額の主な理由は、職員1名分の退職手当を支給したことによるものでございます。

14ページ、15ページに移ります。12節委託料の支出済額は、249万1,730円で、これは、広見排水機場維持管理委託を始め、6件の委託業務を行ったものでございます。

17設備品購入費の支出済額は、70万9,500円で、これは、パソコン機器等一式を購入したことによるものでございます。

次に、3款1項1目清掃総務費の支出済額は1億6,761万101円、歳出構成比は6.7%で、前年度対比1,207万7,357円、率にして6.7%の減。執行率は96.6%でございます。主なものは、一般職15人分の給与及び会計年度任用職員9人分の報酬で、減額の主なものは、24節施設整備基金の積立金によるものでございます。16ページ、17ページをお開きください。2目し尿処理費の支出済額は、1億4,733万4,268円、歳出構成比は5.9%で、前年度対比332万1,928円、率にして2.3%の増。執行率は95.8%でございます。

10節需用費は、し尿処理に要する電気量を始めとした光熱水費の支出が主なものとなっております。12節委託料は、し尿処理施設維持管理委託を始め、4件の業務委託を実施したものでございます。

次に、3目ごみ処理費の支出済額は13億4,346万3,797円、歳出構成比は53.8%で、前年度対比4,630万6,787円率にして、3.6%の増。執行率は97.3%でございます。

10節需要費の支出済額は、2億4,767万1,603円。執行率は93.2%で、これは、薬剤の購入を始

めとした消耗品費、クリーンセンターの運転に要する電気料を始めとした光熱水費及び可燃不燃破碎機整備を始めとした、46件の修繕料が主なものでございます。

18ページ、19ページへ移ります。12節委託料の支出済額は8億7,765万9,935円、執行率は98.7%で、前年度対比3億6,925万3,137円、率にして72.6%の増でございます。これは、ごみ処理施設運転管理業務委託を始め、38件の業務委託を実施したもので、増額の主な理由は、消耗品費、修繕料、工事請負費及び原材料費の一部をごみ処理施設保守点検整備等業務委託料に統合したことにより増となったものでございます。

14節工事請負費の支出済額は2億1,450万円。執行率は96.5%で、これは不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事を施工したもので、工事の詳細につきましては、令和6年度主要施策成果報告書の43ページから45ページを御参照ください。

次に、4目リサイクルプラザ費の支出済額は、644万9,054円、歳出構成比は0.3%で、前年度対比15万1,596円、率にして2.4%の増。執行率は94.5%でございます。

20ページ、21ページを開いてください。次に、5目余熱利用施設費の支出済額は1億7,176万9,029円歳出構成比は6.9%で、前年度対比3,042万8,139円、率にして21.5%の増。執行率は98.4%でございます。

10節需用費の支出済額は、7,619万4,096円。執行率は98.0%で、主なものは、サン・ビレッジ衣浦の浴場及びプール施設の運営管理に伴う電気料を始めとした光熱水費及び空調設備機器取替修繕を始めとした38件の修繕料が主なものでございます。

12節委託料の支出済額は5,685万円。執行率は100%で、これはプール浴場管理及び清掃等業務委託を始め、10件の業務委託を実施したものでございます。

14節工事請負費の支出済額は3,611万8,500円。執行率は98.3%で、これは、サン・ビレッジ衣浦プール天井改修工事を施工したもので、工事の詳細につきましては、令和6年度主要施策報告書の42ページを御参照ください。

17歳備品購入費は、AED自動体外式除細動器1台を購入したことによるものでございます。なお、3款2項1目、斎園費においても同様にAED1台を購入しております。

22ページ、23ページを開きください。次に、2項環境衛生費1目斎園費の支出済額は1億600万5,019円、歳出構成比4.2%、前年度対比834万1,937円率にして7.3%の減。執行率は96.9%でございます。

10節需用費の支出済額は、2,300万4,651円。執行率は94.1%で、その主なものは、火葬炉の運転に伴う灯油を始めとした燃料費、また修繕料では、雨漏修繕を始め、6件の修繕を行ったものでございます。

12節委託料の支出済額は6,562万2,480円。執行率は98.0%で、火葬炉整備運転管理等業務委託を始め、10件の業務委託を実施したものでございます。

次に、4款公債費の支出額は4億6,545万579円。歳出構成比は18.6%で、前年度対比598万

3,048円、率にして1.3%の増で、これはし尿等下水放流施設の建設及びクリーンセンター衣浦延命化工事に伴う償還金でございます。

なお、令和6年度末現在の未償還残高は、31億6,276万8,281円でございます。詳細につきましては、令和6年度、主要政策報告書の40ページ、41ページをご参照ください。

26ページには、実質収支に関する調書、28ページから、30ページには、財産に関する調書を添付してございます。

以上で、認定第1号令和6年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算の御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。質疑及び討論に入る前に、本案件について、先に監査委員において審査され、その審査意見書を配付しております。

本日は、議長において、監査委員の出席を求めておりますので、この際、監査委員より、決算審査に対する意見の開陳を求めます。

○代表監査委員（伴野義雄） 議長、代表監査委員。

○議長（荒川義孝） 代表監査委員。

○代表監査委員（伴野義雄） 代表監査委員の伴野義雄です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長から意見の開陳を求められましたので、監査委員を代表しまして、令和6年度衣浦衛生組合一般会計の決算審査の概要について、御報告申し上げます。管理者より提出されました令和6年度衣浦衛生組合の一般会計決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、審査を実施いたしました。その結果に対する意見を申し上げます。

まず、審査の方法でございますが、審査は決算書及び決算附属書類が関係法令等に準拠して作成され、かつ予算執行実績を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類等の照合を始め、計数の正否・妥当性について審査しました。

また、現金預金残高を関係金融機関提出の預金残高証明書により確認しました。

このほか、既に実施いたしました出納検査及び定期監査の状況を参考として、所管ごとに関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。その審査の結果、審査に付されました決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その係数は関係帳簿と符合して正確に処理されていました。

決算の内容及び予算の執行についても良好であり、財政運営は適正なものであると認められました。また、公有財産の管理状況も適正に処理されていると認められ、それぞれ表示の計数も正確なものでありました。詳しい資料は、皆様方のお手元に令和6年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書をお届けしてございますので、計数等を比較ご調査願いたいと思います。

大変簡単ではございますが、監査委員の監査報告とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（荒川義孝） 意見の開陳が終わりました。

これより、歳入について質疑に入ります。質疑の際は、資料名及びページ数をしっかりとお伝えください。なお、申し合わせにより、質疑の回数は、歳入歳出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をお願ひいたします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 主要政策成果報告書の18ページ歳入の1款1項1目分担金についてまずお伺いします。分担金は、この衣浦衛生組合の条例を見ますと、国勢調査の人口によって、案分されると書かれているんですけど、そうなると、これは、令和2年度の前回の国勢調査を、結局ずっとそのまま引っ張って、次の国勢調査までやるという理解で、よろしかったんでしょうかという確認と引き続き、2款1項1目の衛生センター土地使用料等ということなんんですけど、これは先ほど私が一般質問で行ったんですけど、いわゆる環境ソリューションの従業員の駐車場。これ等って書いてあるもんですから、ほかに何か入っているのかどうかこれがよく分からぬので教えていただきたいと思います。

それから、2節のごみ処理施設使用料なんんですけど、これは昨年度と比べて約500万円増えておりますので、増えた要因として、この下を見ると搬入件数、搬入量がそれぞれ増えているんですね。今のごみの削減、すごく叫ばれていて、両市とも人口が増えていないという状況から、このように件数も量も増えているということ。こちらが衛生組合として、どのようにこの内容はどういう原因なのか、どんな要因があるのか分析されていれば、その分析結果を教えていただきたいですし、これについても、両市について、やはりごみの減量を掲げているのに、増えているという状況ですので、両市に対して、どのように申し入れをしているのか、何かしているのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。

同じく2節のその下のクリーンセンターの衣浦土地使用料等と書いてあるんですけど、これは令和5年度を見ると、仮設ハウスの使用料ということになっているんですけど、これは同様なので、文言が変わっているのかどうか、ここよくわからないので、教えていただきたいと思います。

それから、2款1項1目の今度4節の目的外使用料の徴収ということで、水着等展示ケース建物使用料であるんですけど、これはクリーンセンターの業務委託業務以外の自主事業ということで、よろしかったでしょうか。これについて、行政財産の目的外使用の許可も取っているのかどうか、多分、これケースの大きさに基づいて、条例に基づいた計算方式で、これは1円単位で計算されてもおりますが、そういう認識でよろしいかどうか確認したいと思います。

それから、5節の衣浦斎園使用料の目的外使用料の徴収ということで、葬儀用祭壇建物使用が公募されているのかどうか、入札による結果で単年度の入札なのかどうかについても教えていただきたいと思います。

3款1項1目の1節、2節、3節、4節のそれぞれの太陽光発電の屋根貸使用料ですけど、これは長期契約になっているということでしょうか。これは、いつからいつで、どのような契約になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川義孝） 倉田議員、まだありますか。

○8番（倉田利奈） はい、あります。

○議長（荒川義孝） では、一旦ここで切りましょう。答弁願います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず、分担金の国勢調査の人口割りをしている部分でございますが、建設に関わる部分で、国勢調査は前回2年にありましたので、その年数次の、今年始まったところでございますけれども、7年度分がまた次の分担金に関わってきます。なので、これは5年ごとに改正されるものでございます。

あとは19ページの余熱利用施設の目的外施設使用料、水着等展示ケース建物使用料ということで、こちらは目的外の使用許可をして展示をしておるものでございます。

あと斎園の5節、目的外使用料のほうで葬儀用祭壇建物使用料でございますが、こちらは衣浦斎苑園の2階の斎場を改装した時に、碧南市、高浜市で構成される衣浦斎園互助会のほうが祭壇を置くということで、許可をしたものでございまして、毎年継続しておるということでございます。入札ではございません。

太陽光発電の契約でございますけれども、衛生センターにつきましては、平成26年7月から令和16年の6月まで、リサイクルプラザにつきましては、平成26年9月から令和16年の8月まで、サン・ビレッジ余熱利用施設につきましては、平成26年4月から令和15年12月までとなっております。屋根貸付ということで、貸付料を衛生センターでいきますと、年2万2,272円、リサイクルプラザでいきますと、3万3,524円、サン・ビレッジ余熱施設で行きますと、12万7,327円を毎年徴収しております。

以上です。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） それでは、し尿処理施設の目的外使用料の衛生センター土地使用料等と、この等の御質問をいただきました。この等というのは、土地以外に建物を貸しておりまして、衛生センターの2階の会議室を事務所として貸しているところが含まれております。

次に、ごみの使用料が増えたというところですが、表を御覧いただきますと、実は増えているのが、クリーンセンターの使用料の事業系一般廃棄物になります。件数でいきますと、プラス前年度比較438件、搬入量につきましては、プラス496.4トンということで、徴収金額につきましても、プラスの496万3,000円の増という形になってございます。両市へのごみ減量の申し入れ

というご意見もいただきましたけれども、これは両市とも一生懸命やっておられますので、私どもがあえて申し上げる必要もないというふうに思っております。

あと、最後に御質問いただきました。（2）目的外使用の徴収のクリーンセンター衣浦土地使用料等の等でございますが、こちらにつきましては、通常は仮設コンテナ6棟、駐車場6台分ですけれども、昨年度は実証実験ということで、クリーンセンターの工場棟の一部を使用していたというところで、そのところが等ということで含ませていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川義孝） 続きをお願いします。

○8番（倉田利奈） 議長 8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では、続きをお願いします。20ページに変わりまして、3款2項財産売払収入の1節靈きゅう車の売却代ですけど、これは靈きゅう車は今後使用しないということで売却されるということなんんですけど、市民、両市ですね。市民の皆さんの財産になると思いますので、1円でも高く売却することが大事かなと思います。そういう意味で、どのように売却の過程を踏んで売却していたのかについて、詳しく教えていただきたいと思います。

それから、その下4款1項1目1節の繰入金ですけど、施設整備基金繰入金、私やっぱり執行残とかいろいろ出てきてくれれば、これは両市にお返しするのが、私はそれが正しいのかなと思うんですけど、こちらで基金を設立して繰り入れているんですけど、基金を設立するのであれば、国のはうも目的と幾ら積むのかということが、はっきりしたほうがいいという通達が確か昔あつたような気がするんですけど、そういう意味で、今回、サン・ビレッジ衣浦の天井の改修工事に使われているんですけど、この基金の目的と目標金額について教えていただきたいと思います。

それから、今回、この金額を積んだということ、この金額で決めたということは、どういうふうに決めていくのかなというのがよくわからないので、教えていただきたい。

○議長（荒川義孝） 倉田議員、決算という観点から質問のほうをお願いします。

○8番（倉田利奈） では、これはサン・ビレッジ衣浦の天井の改修工事に今回繰り入れて使ったということになりますので、この繰り入れ基金の目的を教えていただければと思います。

あと、同ページの6款2項1目の1節、公衆電話の収益代等が昨年度あったんですけど、これはどういった経緯でなくなったのかについて教えていただければと思います。まだいいですか、続けて。

○議長（荒川義孝） はい、続けてください。

○8番（倉田利奈） 21ページの6款2項1目2節ごみ処理費雜入の売却先の選定方法が確かですね。私が調べたところ、衣浦再生資源事業協同組合さんが決めているんじゃないかなということをお聞きしたんですけど、そのあたりの確認をしたいのと売却するにあたって、羽毛布団は確かに違うと思うんですけど、羽毛布団以外の部分について、この衣浦再生資源協同組合にこれを委

託して、全部売却して、その売却したお金をその売却したところからもらうんじゃなくて、衣浦再生資源からもらっていると思うんですけど、それに関して、その方法は、私は正しくないと思っているんですけど、そのあたりはどのように考えているかということと、金額の妥当性についても、なかなかそれを証明するものがなかったので、そのあたり、どのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

それから、その下の小型蒸気発電機の損傷に伴う発電機停止影響額保証金、私も以前傍聴していて、損傷に伴って、結局、これが使えないことによって、損害が発生したということなんんですけど、この損害の保証金の額はどのように計算されて、この金額になったのということが、よく分かりませんので、教えていただきたいと思います。とりあえず、そこまでお願いします。

○議長（荒川義孝） 答弁にあたって1点お願いいたします。先ほど6款の諸収入のところです。2項1目ですか。公衆電話の話があったんですけど、原則6年度の決算ということになりますので、ないものを聞いていたら、きりがなくなりますので、その辺のところは加味して、御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、答弁願います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。山口議員、お静かに。

○庶務課長（高橋文彦） まず20ページの靈きゅう車売却代につきましては、売却方法について御質問がありました。売却方法は、3者による指名競争入札を行いました。指名業者の選定につきましては、衣浦衛生組合の取引のありました自動車の整備業者、車両の購入先等に打診をして、その中で入札に意欲のある事業者を選定しております。もっと高く売れたのではないかという声があったと、その当時もありますが、なかなかこの靈きゅう車という性質上、買取相手がなかなか見つからずに、参入を拒まれる業者がたくさんおりましたので、なかなか厳しかったというところでございます。

修正させていただきます。靈きゅう車の売却でございますけれども、地方自治法施行令第167条の第2項第1号に基づく随意契約で、3者の見積もりをしておるということでございます。修正させていただきます。

施設整備基金につきましては、組合の各施設の工事に関わる部分で、起債の国からの補助等が受けられないところにつきまして、充てていくというところでございます。このサン・ビレッジ衣浦の天井改修工事につきましては、起債等が充てられないというところで、繰入金を行ったものでございます。

公衆電話につきましては必要ないということで、撤去したということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川義孝） すみません。答弁の途中でございますが、質疑している間に4時少しを回ってしまいましたので、ここで皆さんにお諮りをいたします。会議規則第5条におきまして、会

議は9時に始まり、4時に終わるとなっておりますが、審議をこのまま続けたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 御異議なしと認めます。このまま継続のほうをさせていただきます。

答弁をお願いいたします。

○業務課長（芝田啓二） 議長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 主要施策成果報告書21ページの2節ごみ処理の雑入の破碎鉄屑の売却との御意見、質問を受けました。こちらの売却先については、先ほど議員申し上げられたとおり、衣浦再生資源事業協同組合さんが売却先を決定し、売却先から資源組合さんが一旦売却益を収入してから当組合に振り込んでいただくという形になってございます。その売却単価が妥当かというようなご質問をいただきました。売却単価につきましては、定期的に日刊市場通信スクラップ相場という名古屋を参考に販売価格の変更等を実施しておりますので、その時に合った単価というところで、見直しをさせていただいております。

続きまして、一番下の保証金です。発電機の保証金の積算についての御質問をいただいたと思っております。こちらにつきましては、過去3年間の平均発電量と発電機が故障した令和5年6月から復旧するまでの期間の発電量の差を月ごとに算出した数値から、各月の発電機稼働に要する消費電力等現じて算出した電気量に、当該各月の電気料金単価及び再生エネルギー、発電促進賦課金単価をそれぞれ乗じて得た額を合計額としております。

以上でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。2回目ですね。

○8番（倉田利奈） では、2回目お聞きしたいと思います。

19ページの2款1項1目5節の先ほどの葬儀用祭壇建物使用料は入札ではなくて、随意契約ということなんんですけど、これは、地方自治法の施行例の167条の2の第1項の2号ですか、2号随意契約になるんですか、なんか2号随意契約かなと思うんですけど、多分つけるとしたら、でも、これ2号随意契約では、私は難しいんではないかと思うんですけど、そのあたり、なぜ2号随意契約なのか、その詳しい多分、随意契約でやったんだったら入札審査会で、多分、この随意契約も述べられておりますので、そこを詳しく教えていただきたいと思います。

それから同じく、その20ページの3款2項1節靈きゅう車の話ですけど、これについても随意契約でやられたということなんんですけど、これを随意契約にした理由と3者の見積もりをとつて、ここの組合の積算をされたということですか。そういう話を聞いていると、それなのに、なぜ随意契約をされたのかということがよくわかりません。

それから、先ほど公衆電話撤去したという話ですけど、せっかく41万円も歳入に入っていたのに、撤去したらもったいないと思うんですけど、これはＮＴＴのほうから撤去したいという旨があったのか、それとも、どういう経緯で撤去されたのかな、せっかく歳入が昨年度まであったのにという思いがありますので、そこを理由を教えていただきたいと思います。

それから6款2項1目2節の先ほどから言っている衣浦再生資源協同組合のその時にあった単価で、定期的に、スクラップ相場でやっているという話なんんですけど、単価と言っても、これは、すごく変わっていくんですよね、単価が。そうなった場合に、結局では、たまたま、ここは相場があったとしても、その業者がすごく高く買い取ってくれるところに持つていけば、それは業者のプラスのもうけになるわけですので、そこは幾らで、実際、その業者が買い取ったのかというのを、確認すべきだと思うんですけど、その確認するものが、結局、この間、私が情報公開請求したけどないという話なんですね。なので、これはやっぱり正確かどうかというところが怪しいと思っているので、それはやはり確認すべきものをきちんともらうべきだと思うし、逆に言えばこれはきちんと売却に関しては、逆に、その業者から直接組合にお金を入れてもらうという形にしないと、私は正確性に欠けると思うんですけど、そのあたりいかがなんでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦）議長。

○議長（荒川義孝）庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦）19ページ斎園の目的外使用料の祭壇の使用料でございますけれども、これは目的外使用でございますので、契約ではなく、先方からの許可願いがあつての許可をしたということで、その分、目的外使用を徴収しておるということでございます。

あと、靈きゅう車につきましては、随意契約3者というふうに申し上げました。これは、少額の随意契約50万円以下の少額随意契約でございますので、随意契約と申し上げました。

○業務課長（芝田啓二）議長、業務課長。

○議長（荒川義孝）業務課長。

○業務課長（芝田啓二）鉄屑等の売却のところでの御質問をいただきました。過日の情報公開請求時には、その単価を称するようなものがないというところでございまして、それを受け、資源組合さんのほうに、売却先との契約書がないのか、単価の契約はないのかというところを確認させていただきました。そうしましたら、全ての事業者さんと単価契約があります。ということで、その契約書の写しも、見積書の写しをいただきまして、その単価が私どもに納めていただく単価とぴったり一致をしておりますので、正確に入れていただけるなというところで、高く売れたから、その分だけ撥ねているような、そのようなことは決してございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川義孝）ほかに。

○8番（倉田利奈）議長、8番。

○議長（荒川義孝）8番 倉田利奈議員。

- 8番（倉田利奈） 答弁漏れ。公衆電話。
- 議長（荒川義孝） あの6年度事業なんで答えられる範囲でいいですよ。
- 庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。
- 議長（荒川義孝） 庶務課長。
- 庶務課長（高橋文彦） 公衆電話のほうは、ほとんど利用がございませんで、基本使用料も支払っておりますので、そういう意味で撤去をしました。近頃では、スマートフォンを利用されるということで、撤去した次第でございます。
- 議長（荒川義孝） ほかに。
- 8番（倉田利奈） 議長、8番。
- 議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。
- 8番（倉田利奈） 今、衣浦再生資源の話が出たんですけど、単価が一致するのは、まずあり得ないと思うんですね。その単価というのは、日々こうやって上下するので、なんでそこであま全く一緒になるっていうことがすごく私、びっくりするような話なんんですけど、一致するんであれば、きちんとやっぱりそういう疑いがないように、売却した業者から直接、やはり衛生組合がもらわないと駄目なんですよ。それをきちんと、私はやるべきだけど、それがされていなかつたというのは問題なんんですけど。

結局、これは衣浦再生資源事業協同組合さん、これは随意契約で、地方自治法施行令167条の2第1項の第2号でやっているんですよね。これは、監査委員さんに聞きたいんです。これは2号には絶対当たらないと思うんですけど。これ、なんで2号でいいとなつたのかなというのがすごく不思議で、特にこれは碧南市の随意契約のガイドラインによると書いてあるんだけど、これは碧南市のガイドラインが私は間違っていると思うんですよね。ガイドラインが間違っていて、それに乗つたら、私はまずいと思うんですけど、そこはどういうふうに判断されているのかなというところがよくわからないので、お聞きしたいのと。

あとよくわからないのが、先ほどの靈きゅう車の話なんんですけど、少額随意契約でということなんですが、結局、随意契約は随意契約でやつたということなんんですけど、ここの組合の見積もりというのは、先ほどおっしゃっているように、3者から見積もりは取つたっていうことなんですか、そこを確認したいと思います。

- 以上、お願ひします。
- 業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。
- 議長（荒川義孝） 業務課長。
- 業務課長（芝田啓二） 売却時につきまして、議員のほうは、組合のほうが直接、売却先と契約すべきだという御意見ですけれども、資源組合さんが代わりにやってくれているというところがあります。事務の効率化というところは、多分にあるのかなというふうに考えております。
- あともう一点、随意契約の話が出ました。議員御承知のとおりで、当該事業者は、組合管内の

資源再生利用の促進及び地域社会への貢献を目的として設立された組合であり、碧南市の随意契約ガイドラインの地方自治施行令167条の2第1項第2号に規定する委託契約（1）05の産業経済団体、社会団体と公共的団体と共同して行う業務に該当するということで、随契でお願いをさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 靈きゅう車の売却のほうは、事前に参考で見積もりをなかなか先ほど申し上げましたように、買い取る業者がいないところで、なんとか出していただいたところがありまして、そこの価格を参考にして、少額随契で3者見積もりを取った次第でございます。

また、公衆電話につきましては、令和3年度には50円、プラザで70円、120円ほど徴収があつたということで、ほとんど利用がないという状況でございました。

以上です。

○議長（荒川義孝） ほかに、ございますか。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 主要施策成果報告書のところの8ページから、ずっとごみの実際に1年間どれだけだったのかっていうのが書かれてあります。それで、私は、事務局長を含めて、碧南市、高浜市と事務局長が3者同じ同列で、やっぱり環境と資源を守るということを大前提に、これからのこと、今のこと、ちゃんと同じ土俵で論議していっていただきたいというふうに思うので、伺うのですが、明治大学の教授の新見育文さんという方が、市町村による一般廃棄物処理計画の意義と一般廃棄物処理業の許可ということで、ここの中に、最高裁の第3小法廷で、平成26年の1月28日判決で、民集68巻1号46ページに書かれてあるところで、民営化がいかに罪悪かということです。

もし、途中で企業ですから、潰れた場合に代替措置が取れないとかがあって、やっぱり市町村特有の業務だということだから、ということで、念を押しておきたいと思うんですが、それで、実際にこの計画をそれぞれ高浜市さんは、昨年の6月1日から、一般廃棄物処理計画をやらされました。碧南市は、2018年の3月からやって、もう既に7年経っているんですが、これでいくと、どちらも目標年度までに1人当たり1日114グラムの減量をしましょうということが書いてあります。それで、これは単年度で比較してやるだけなので、年度ごとの目標はないんですが、最終的にこれだけ増になっているので、ざくつというと114グラム、1人当たり減らすとなると、6年度、7年度はどういうふうになっていくのかなということ、リサイクル率はどれだけそれぞれ、碧南、高浜で弾いているのか、県下でそれがどれぐらいになっているのかということを、やっぱり組合としても、実際に出てくるごみを直接扱って見ているわけですから、もう既に、この6年

度の状況が把握できた時点で、高浜市さんが、碧南市さんにちゃんとこの減量が今、増えていますよ、減量してくださいよということを随時言いながら、この基本計画を真摯に進めていくという方策をとってみえるのかなという意味で、確認をしたいと思います。

○議長（荒川義孝） 山口議員、すみません。今、歳入の質疑を行っているところですね。

○1番（山口春美） 歳入です。参考資料として、これが出てるのでね、このペースで、目標の114グラム、1人当たり、1日、これが達成できるのかどうかということを、ちゃんと把握して見えるのかどうか、単なる持ってくるのを、どんどん燃せばいいという、こういうことではないというふうに思いますので、一度見解を教えてください。それをシビアにやることによって、ごみ焼却場もどうあるべきかが、ちゃんと見えてくると思うんですね。

もう一つは、主要施策成果報告書の19ページ、毎回聞くんですが、一番上の表の中に、サン・ビレッジの使用料の内訳5,859万大体となっているんですが、この中で無料券はどれだけなのかということです。小池さんが今この無料券をなくそうとしているんですが、実際に担当してみえるあの組合としては、この事業の成果というのは、どういうふうにお考えなんでしょうか。一度見解をお示しいただきたいというふうに思いますので、お答えください。

それから、20ページのところの委託料で、決算書20ページです。サン・ビレッジは年度途中で木村建設に委託が変わりました。途中で、天井も直すということで、プールが止まりました。それによって委託料は削減されたのか、今までどおりで比較すると、あんまりやってないんですが、

○議長（荒川義孝） 今歳入ですよ。委託料歳出になりますが。あの歳出でお聞きいただければと思います。

○1番（山口春美） ここで答えておけば、歳出。

○議長（荒川義孝） あの歳入の質疑ですので、歳入お願いします。

○1番（山口春美） ぜひ、あのそれはどうだったのかで、要するにあの木村建設に変わった途端に、とてもあの評判が悪くなつたんです。担当者の皆さんのがどの程度、担当の方は決まつているんでしょう。サン・ビレッジ担当の職員の方、この24人の中で。

○議長（荒川義孝） 山口議員、今歳入なんで歳出のところで、今の委託料は、十分に発言していただいて結構ですので、

○1番（山口春美） あの、無料のことも聞いていますけど、

○議長（荒川義孝） 山口委員。

○1番（山口春美） うるさいなあ、議長。

○議長（荒川義孝） それはちょっと今、暴言ですよ。

○1番（山口春美） では、関連で聞いて。

○議長（荒川義孝） いや、あの関連ではないで、歳入の質疑やっていますので、あの後で聞いてください。歳出の場合は十分時間を設けますので、聞いてください。

○1番（山口春美） 無料化をじやあ伺いますね。それから、基金総額が6億円ということで、

監査委員のほうに書いてもあるんですが、これはなんでもいいから、火事の補償保険料をそのまま、これから、ごみ焼却場のあの大型支出もあるので、積んでおくんだということで、私たち、聞いていったんですが、途中で、国費が取れないということで、この基金をどんどんルールもなしに使ってしまうというのは、とても違和感を感じるんですね。3,400万ぐらいだったら、個々の碧南、高浜で分担するということも有りだと思うんですが、こんなふうにしてどんどん使っていったら、結局、あのごみ焼却場のほうは、国費がついたから、公金がついたから、まあいいわということで、どっちみち6億円しかないということで、判断されてみえるのか伺いたいと思います。

それから、靈きゅう車は20ページのところですが、これは調書類の公開で見ればわかるので、実際にどなたが買い取り約10万円ですけどもされたのか、教えてください。

○業務課長（芝田啓二）議長、業務課長。

○議長（荒川義孝）業務課長。

○業務課長（芝田啓二）お答えをさせていただきます。山口議員のごみ減量化に対する熱いお気持ちがすごく伝わってまいりました。両市のごみ処理基本計画のご質問をいただいておるんですが、組合として、なかなかお答えしづらい立場でございます。両市のリサイクル率のその目標数値が達成できるかどうかというのは、両市のほうにお伺いしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。私ども、勉強不足のところがありますので、両市が、今、リサイクル率が何%というところを把握できておりません。誠に申し訳ございません。

○庶務課長（高橋文彦）議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝）庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦）今、御質問の中で、シルバー券のお話がございました。この歳入、使用料の中で回数券の中でシルバー券は3,757冊ございまして、金額にして4,132万7,000円をいただいております。回数券のほとんど使用料全体の7割を占めております。大変歳入としては、助かっておる部分ではございますけれども、一方で、碧南市に歳出の負担をおかけしている部分でもございますので、そこの部分では、組合側としては助かっておるということで、解釈をしております。

あとは、靈きゅう車につきましては、有限会社奥谷モータースが買い取っていただいております。あと基金の繰り入れは、3,000万ぐらいであれば、両市で一般財源としたらどうかというお話でございますが、両市においても、大変厳しい中でありますので、こういうところには、基金を充てさせていただいて、両市の財政負担を少しでも軽減させていただきたいというところで充てたものでございますので、よろしくお願ひします。

○1番（山口春美）議長、1番。

○議長（荒川義孝）1番 山口春美議員。

○1番（山口春美）リサイクル率は最後の最後まで、衣浦衛生組合としては把握しないまま、

ただ燃しているだけ。ちゃんとリサイクル率は把握して、両市と共に、この共有しながら、やっぱり県下で、相当悪いほうの位置づけなので、そういう学習も含めて、だから、ごみ焼却場をどうするのかということになるというふうに思うので、ぜひその点について、把握の努力をしていただきたいし、目標まで、ちゃんとどなたも、これじゃあ、目標に全然行きませんよということも含めて、さっき技術的な助言をするって胸張られたので、それなら、それで、ちゃんと数字的にも実態を知っているあなたたちが能動的にやるべきだというふうに思います。

私は、サン・ビレッジのお風呂の無料券で、高齢者がたくさん来て、とりわけあおいパークが10月15日からオープンするということで今年はずっと休みも重なったので、もう大盛況で駐車場もないような状況だったんですが、のこと自体が高齢者のためにも、とてもコミュニケーションにもなるし、健康にもいいという前向きな評価をして見えるんですよねと、そういうことがあつたら、業者にも伝えて、その思いが伝わるから、優しい対応になると思うんだけど、そんな数字のこと言ってないですよ。決算、決算と議長は言うけど、私は決算とともに、施策の内容をちゃんと精査しながら、市民にとって、より良い施策が行えるようにするというのは、総合的な決算の議会の役割だと思っていますので、だから、そういういい制度だというふうに、少なくとも認識していただいているんじゃないですか。

それだけお答えが欲しいです。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） シルバー券につきましては、やはり、これは碧南市の施策でございますので、碧南市がご判断されることを考えられることということでございます。サン・ビレッジとしましては、その分、大変財政的にも助かっているということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（荒川義孝） ほかによろしいですか。はい、他に質疑もないようですので、歳入の質疑を終結いたします。お静かに。続いて歳出について質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では、同じく主要政施策成果報告書の22ページの2款1項1目の1節監査委員報酬ですが、これが昨年度と比べる倍になっているんですけど、その理由についてお聞かせいただきたいのと、その下の4節の共済費が昨年度よりここを職員が1名減っているんですけど、補充がなかったのかなと思うんですけど、そうなってくると、逆に互助会の負担金も減るのかなと思ったら、逆に増えているもんですから、そこがよくわからないので教えていただきたいのと、あと時間外勤務が倍以上になっているんですね。時間外勤務が倍以上になっている理由について、お聞かせいただきたいと思います。

それから、23ページに行きます。2款1項10節消耗品費の災害用緊急物資ということで、今

回、新たに購入されていると思うんですけど、この内容について教えていただきたいと思います。

それから、その下の印刷製本費についても、クリアファイルと小冊子ですか。PR用も新たに上がってきてているんですけど、この目的とそれからどのように活用されて、この冊数についても、1年分なのか、どういう形でこの冊数を印刷されたのか、教えていただきたいなというところでございます。

それから、その下の修繕費ですけど、電話設備取替修繕の内容についてお聞かせください。

それから、11節の役務費のところで、職員健康診断手数料、これはほかに後ろにも載ってるんですけど、これはどういうものに当たるのか、教えていただきたいと思います。

それから、自動車損害保険料が約半分になっているんですが、こちらについては、この損害保険料が半分になるのかというのがよくわからないので、教えていただきたいと思います。

それから、12節の委託料広見排水機場維持管理委託料が約7分の1に減っているんですね。委託料がこちらについても教えていただけたらと思います。

それから、24ページの2款1項1目のテレビ受信料ですけど、高浜でこれは問題になっていたNHK受信料に当たるんでしょうか。そうであれば、この衛生組合の場合、これは公用車のほう含まれているのか、含まれていないのか。まあ、もしくは、公用車にはそういった機能がないのかどうか確認したいと思います。

それからですね、クラウド機種利用料がなくなっているんですけど、これはちょっと契約を変えたのか、どのようにになっているのか、御説明いただきたいと思います。まだ続けてもよろしいですか。

○議長（荒川義孝） 2款はこれで終わりですか。

○8番（倉田利奈） 2款はここまでです。

○議長（荒川義孝） では、ここまでにしましょう。答弁願います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まずは2款の報酬でございますけれども、監査委員の報酬は、監査委員報酬と、今回、情報審査会5名分をこれは2回開催しまして、7万円がここに含まれておりますので、その分で、ちょっと金額的に上がっておるということでございます。

あとこの給料、職員が減しているのに、給料がというところでございますけれども、この総務費に当たるところは、庶務課の庶務係、事務局長を含みますが、庶務課庶務係の職員でございまして、人事異動で1名増えておりまして、その関係で給与等が上がっております。時間外についても増えておるというところでございます。人数的な影響がございます。

災害救急物資につきましては、職員分でございますけれども、細かいところがございませんが、職員の数と3日分の水とか乾パンを購入したものでございます。

あと、印刷製本費につきましては、小学校の社会見学用に、PR用のクリアファイルと小冊子

を印刷しております。これは3年分でございます。

職員健康診断手数料、これは人間ドックでございますけれども、人間ドック受診の対象となる職員22名分を支出したものであります。

電話設備取り替えの修繕ですけれども、今回この事務所、工場等も含めて電話の主装置、電話の受信機等を経年劣化により取替工事をしております。クリーンセンター、リサイクルプラザ、サン・ビレッジのほうの取り替えをしております。クリーンセンターのほうでは、標準の電話機を5台、停電ユニット付きの電話機を2台、簡易電話機1台、コードレス電話機を3台。リサイクルプラザのほうでは、コードレス電話機1台。サン・ビレッジ衣浦のほうでは主装置1台、標準の電話機が2台、簡易電話機が1台、コードレス電話機が1台、中継アンテナが2台という内容となっております。

委託料のほうで、広見排水機場の委託料が減しておるということでございますけれども、その前年に通信装置と使用装置を更新しております、それによって6年度では、そういった修繕がなかったということで、減額としておるというものでございます。

テレビ受信料につきましては、これは現状契約しているこの内容には、車両が含まれております。このあたりはまたNHKともやりとりをして、正式に契約をしていくということでやっているところでございます。この6年度の中では、テレビ1台分の受信料の料金でございます。

クラウドにつきましては、遠隔地ですね。衣浦斎園とのデータのやり取りができないかということで、クラウドを一旦入れたんですけども、クラウドではなく、通常あるサーバーを工夫することでできるということで、一旦クラウドを使いましたけれども、解約をさせていただいたということでございます。漏れた部分があるかもしれません。

○議長（荒川義孝） 今答弁漏れなのが、23ページの自動車損害保険の件ですね。

○庶務課長（高橋文彦） 自動車損害保険ですね。

○議長（荒川義孝） あと22ページの3節4節で御答弁をいただきましたか。時間外の件と共済の関係は。

○庶務課長（高橋文彦） 詳細資料がございません。時間外については、1人増えた分の時間帯が対象職員と実績で増えているということでしょうか。すみません。ちょっと詳細な資料でございませんので、あと、自動車保険のほうは、自動車の更新をして、ハイブリッドカーのエコカーということで、若干安いのでなっているということで。車両が変わったということでございます。

以上です。

○議長（荒川義孝） 共済の関係は良かったですか。4節です。今日はちょっと答弁難しいですか。先に進めます。はい。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 答弁今できないというものは、後で答弁していただければいいかなと思いますので、多分これは長いので、暫時休憩が入って、その時にお調べしていただいても結構ですので、お願いしたいなと思います。

では、25ページに移ります。さきほどから、話になっている3款1項1目の積立金、施設整備積立基金2,857万5,809円、先ほどからお聞きしていると基金の目的が明確ではないと思っているんですけど、その確認と、結局、この金額になった、なぜ、この金額を積み立てるのか、この金額の根拠というか、それを教えていただけたらなと思っております。

26ページに移ります。3款1項2目の12節のし尿処理施設維持管理業務委託料ですが、この間の説明で3年間の契約で整備項目の増があった、300万円という説明があったんですけど、どのような整備項目なのか、なぜその項目が増えたのか、なぜいきなり6年度から増えたのか、よくわからないので、それを教えていただきたい。

あと、その下の電気設備保安業務委託も今までなかったんですけど、新たに追加されたということで、新たに追加された理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、27ページに移って、3款1項3目11節の役務費の建物災害保険料ですが、200万ぐらいも増えているんですよね。これは、なんでこんなに急に増えたのかなというところがよくわからないので、教えてください。

○議長（荒川義孝） 倉田議員、確認したいのですが、11節の役務費のことですよね、建物災害保険料が200万円増えたと言ってみえたけど。

○8番（倉田利奈） はい。

○議長（荒川義孝） 169万。

○8番（倉田利奈） 169万2,000円です。昨年度が148万5,900円ですので。

○議長（荒川義孝） ああ、20万ですね。

○8番（倉田利奈） ごめんなさい、20万です。失礼しました。お願いします。

28ページの3款1項3目12節ですが、これは委託料を包括的な委託にしたということなんですが、具体的にどこがどう包括的にしたかがよく分からなくて、私が見ると、この搬入ごみ前選別等業務委託料になるんですかね。それがちょっとよくわからなかつたので、ご説明を追加でお願いしたいと思います。

それから、その下と同じく12節の焼却灰等処分関係の上から5つ目的一般廃棄物運搬処分業務委託料が約3倍近く増えているんですね。

それからその下のごみ焼却灰等溶融業務委託料も約倍に増えているものですから、このあたりがなぜそうなったのか。

それから、その6個下の焼却灰等運搬リサイクル業務委託料が新たに追加されているんですけど、そこについても、金額が大きいですからね、教えていただけたらと思います。

それから、まだいいですか、続いても。

○議長（荒川義孝） いいです。

○8番（倉田利奈） 29ページの工事請負費の不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事ですけど、これは、後ろの参考資料の43ページを見ていただくと、事業概要のごみ計量器出口ポストの更新、これは私、前からずっと言っているんですけど、これは多分、施設内にいわゆるプラント内のものではないと思うので、別で入札して安くできるんじゃないかなと思ったんですけど、あえてここで一緒にしたという理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、いつもここがよく分からんんですけど、工事内容が。今後行う小規模基幹改良工事と、どういうふうにこれを分けて、こういうふうに工事を昨年度行ったのかというのがよくわからぬので、そのあたりも御説明いただけたらと思います。

それから、18節の負担金、補助金及び交付金の環境保全負担金が、どこに何の目的で負担するものか、よくわからぬというのと、金額が10倍以上増えているんですね。こちらについても御説明いただけたらと思います。

○議長（荒川義孝） はい、ここまでにしましょう。答弁願います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） すみません。先ほど漏れておりました21ページの共済費の増額の理由としまして、互助会の負担金が上がっているということでございますけれども、人勧等で、給与が上がっておりまして、また対象となる職員の給与額が上がった分が、若干ちょっと大きく出ているということでございます。

あとは、25ページの積立金ですね。積立金につきましては、こちらは目的基金を目的額ですが、目的に応じて、その年間、積立額を決めておるものではなくて、財政調整基金のように、繰越金の最後、余ったところを、ここの積立金として積み立ててまいりますので、ここが金額は確定された最終的な金額がここに出てるということでございます。

以上です。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まず、し尿処理の施設維持管理業務委託料の関係でご質問いただきました。この委託の内容は、し尿処理施設の維持管理に関わる包括的業務委託で、運転管理、物品管理、設備及び施設の維持管理を包括的に行うものでございます。先ほど、ご質問の中には、大規模整備というところのご質問がありましたので、その内容についてご回答させていただきます。

破碎機を2台、し尿計量器のパソコン操作盤類、脱水機の本体のオーバーホールなどを始め、7項目の機器更新整備を実施するものでございます。

次に4つ目、電気設備保安業務の委託という項目が新たに出てきたというところでございますが、この業務は、令和7年1月まで、し尿処理施設維持管理委託に含まれておりましたが、本来、

電気事業法による施設の設置管理者と契約が必要となることから、し尿処理施設維持管理業務委託から切り離して単独で契約をさせていただいたので、新規の計上となった次第でございます。

続きまして、27ページ、建物災害保険料が20万6,680円に上がったというところでございますが、こちらにつきましては、令和5年度に実施しました工事の関係で、その評価額が上がるというところがございましたので、保険料もそれに合わせて上がったというのが、結論でございます。

続きまして、28ページのごみ処理施設保守点検整備等業務委託料3億9,930万円のものでございます。こちらの部分でございますが、統合内容でございますが、従前プラントメーカーに別々で発注しておりました機械の消耗品の購入業務や修繕料から、ごみ処理焼却施設総合整備業務などの業務を除き、委託料で実施をしておりました焼却炉清掃保守点検業務委託等も統合したものでございます。もう少し詳細として申し上げますと、消耗品からは機械消耗品の購入業務、修繕料からはごみ焼却施設定期整備、ごみ焼却施設総合整備、ごみクレーン等法令検査整備、ボイラ一等法令点検整備、計量器法令点検整備及び粗大ごみ処理施設総合整備の6事業を、あと工事請負費からは2次焼却室の耐火材部品の更新業務、原材料費からは原材料の購入業務、委託料で実施しております焼却炉清掃保守点検業務、計量システム補助業務及びDCSの保守点検業務などを統合して、この委託料に計上させていただいております。

28ページの一般廃棄物処理運搬業務委託（県外）というところでございます。こちらにつきましては、前年度比2,193万6,075円の増加という形になってございます。県外ということで、こちらは秋田県の小坂町グリーンフィル小坂のほうに焼却灰を搬入しております。搬入量の増加に伴って、委託料が増加しております。

次のごみ焼却灰の溶融業務委託ですが、こちらにつきましては、先ほどプラスというお話がありましたけど、これは、減額でございまして、2,453万4,136円の減額ということでなってございます。こちらにつきましては、今まで、中部リサイクルのほうにリサイクルでやっていたものを、先ほどの御質問の新規の最後の焼却灰等運搬リサイクル業務委託料、こちらのほうに付け替えたというような形になってございまして、こちらが新規で、焼却灰を埋め立てたというところでございます。

次に、ベルトコンベヤ等々の御質問がありましたけれども、43ページのごみ計量器出口ポストの更新、議員からは別でやつたらどうだというようなお話がありましたけれども、やはりいろいろなシステムとも関連するということで、一緒に工事のほうをさせていただいております。

最後に、環境保全負担金ですが、こちらは先ほどの焼却灰を新たに三重県の伊賀市のほうに搬入させていただくということで、伊賀市さんのはうに条例がございまして、持ち込み料1トン当たり1,000円がかかるということで、それに応じた負担金の支出をさせていただいたというものですございます。

以上です。

○議長（荒川義孝） ほかに使用済み乾電池等の運搬があります、委託料が。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 先ほどの修正をさせていただきたいと思います。23ページの11節役務費の中にあります自動車損害保険等というところでございますけれども、これは令和5年度には、自賠責保険と任意保険、車検があった関係で支払っております。令和6年度は、任意保険のみということで、その分が差額として、出ておるということでございます。

○8番（倉田利奈） 電池の質問はありましたか。

○議長（荒川義孝） はい。コンベヤの件、43ページ参照にしても答えていただいたんじやない。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 43ページの件はお答えをさせていただいたと思っておりますけれども。

○議長（荒川義孝） 暫時休憩いたします。再開は17時5分です。

午後4時55分 休憩

---

午後5時5分 再開

○議長（荒川義孝） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 先ほどの不燃ごみの受入コンベヤ等の更新工事と小規模基幹改良工事との関係等でございますが、小規模基幹改良工事は、国の補助金がつくということと、今回の不燃ごみの受入コンベヤにつきましては、補助金がつかず、単独費でやっていくという関係でございまして、先行してさせていただいたという形になります。

○議長（荒川義孝） ほかにございますか。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） では続きをお願いしたいんですけど、30ページの3款1項4目の11節の役務費ですが、役務費の現金総合保険料はあと確か2回ぐらい出てくるんですけど、これは一括で契約して按分をしているのか、それぞれ契約しているのか、そのあたりがわからないので、どういう契約方式なのかなというのを教えていただきたい。

その下の12節の委託料の植栽樹木管理委託料もそれぞれで委託しているものだから、これはまとめて委託されていて、按分にされているのか、それとも、それぞれで委託をされているのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。できれば、これをまとめて委託したほうが安くなる

るのかどうかというところもありますので、そのあたりを教えていただきたい。

あと32ページの3款1項5目の予熱利用施設修繕費ですが、ポンプ等修繕は、5年度もポンプと修繕があったんですけど、この内容がよくわからないので、教えてください。

それから、33ページ12節の委託料でも上から3つ目植栽樹木管理委託料がここでも出てきていますというところと、その下の施設整備業務委託料も各施設でやっているのか、それとも一括で契約して按分しているのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。

それから、その2つ下の駐車場入場車両誘導整理委託料が6倍ぐらいになっているんですけど、この理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、13節の使用料及び賃借料のサウナ床マット借上料97万4,820円は毎年入札をされているのかどうなのか、契約内容について教えてください。

それから、14節のプール天井改修工事費についてお伺いしたいと思います。これは、後ろの38ページの一般会計建設工事概要のところで、仮設工事、解体工事、塗装工事、その他の工事とあるんですね。このその他の工事がよく分からぬると、あと私はこれを散々天井は取らないといかんじやないという話を、ここでもさせていただいたんですけど、その必要がないと言いながら、結局取ったんですよね。あの答弁は一体何だったんだろうと思うんですけど、私も一生懸命これ取るべきだよねって言っていたのに、取らないと言って取っているもんだから、あの時間を返してほしいと思うぐらいなんんですけど、これは42ページの写真見ていただくと、プールサイドのほうの天井がやっぱりこれは吊り天井じやないですか。一部端が残っているんですけど、このあたりが、なぜこういう状況なのかなというのと、あとですね、多分、国交省だったと思うんですけど、国のはうがこういう吊り天井を取った時に、天井についている空調機器とかの取り付けについても、指針を示されたという話があるんですけど、そのあたりについて、これはさつき先ほどの等に入っているのか、その工事が。それとも入っていないのか、そのあたりの考え方とか工事内容について詳しく教えていただきたいと思っております。

先ほどから言っているように、いわゆるこれは基金の取り崩しということなんんですけど、1財でやるものに対しては、基金を取り崩すという考え方で、歳出にしているのかなと思うんですけど、その確認もしたいと思います。

それから、18節の負担金補助金及び交付金ということで、碧南市観光協会負担金でそれども、碧南市に観光協会に負担金を払うという、衣浦衛生組合が払うというのが、理由がわからないのと、あと高浜市のはうには払っていないのかなと思うんですけど、なぜそういう状況になっているのかについても合わせて教えてください。

次が35ページに移ります。3款2項1目の修繕費、雨漏り修繕について、内容をしっかりと教えていただきたいと思います。

それから、先ほどのから言っている11節の役務費の現金総合保険料です。それからその下の委託料のところ、植栽樹木管理委託料がありますので、先ほどと同様で、ここに出てきています

ので、お願いしたいと思います。

それから、次がその下、空調設備機器保守点検業務委託料はどちらに委託をされているのか、契約内容についても教えていただきたい。

エレベーター保守点検業務委託料についても、入札なのか、どういう委託なのか、委託先についても教えてください。

それから、その下の管理棟等清掃業務委託料についても、契約内容とどちらに委託されているのかを教えていただきたい。

それから、13節の使用料及び賃借料、テレビ受信料についても、公用車が入っているのか、入ってないのか。公用車でもテレビ機能が付いているのかついてないのか、どういう状況なのか、教えていただきたいと思います。

とりあえず1回目、以上でお願いします。

議長（荒川義孝） はい、答弁願います。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） まず、現金総合保険料ということでありましたけれども、こちらは動産保険となりまして、各施設、クリーンセンターそれぞれこの金額を示したものでございますけど、あの1つであって、それぞれに金額を示して、内訳は示していただきまして、契約をしていくものであります。

あと植栽樹木の委託につきましては、リサイクルプラザとサン・ビレッジは一緒に契約して按分をしております。

32ページの修繕料のポンプ等修繕の内訳はございませんけど、このサン・ビレッジのプールとお風呂の機械室にありますポンプを順次修繕をしておるもので、その年に必要な箇所を修繕しておるもので、まとめて発注契約をしておるものでございます。

33ページの余熱利用施設の12節委託料のほうで、植栽樹木は先ほど申し上げました。施設警備の委託料ですが、これはこのサン・ビレッジとリサイクルプラザは1本で契約をしております。

あと、駐車場の誘導の委託料がちょっと増えておりますけれども、こちらは入場者数が増えておりまして、ごみのほうの渋滞もあるということで、人数を増やしておりますので、金額として上がっております。

その下、サウナ床マットの借上料でございますけれども、5年間の長期契約で、受託者は、大木産業株式会社、名古屋営業所でございます。

あと18節負担金、補助及び交付金のところの碧南市観光協会負担金でございますけれども、碧南市観光協会のホームページや、観光ガイドマップへの掲載などをしていただいておるところということでございます。これは、リサイクルプラザの高浜市の敷地に立っておりますので、サン・ビレッジだけが、碧南市の観光協会のほうに加入しておるという状態でございます。

35ページの斎園の修繕料、雨漏り修繕でございますけれども、火葬棟の庇部分の雨漏りがひどいということで雨漏り修繕を行っております。

12節委託料のほうで植栽樹木管理委託料は、斎園は斎園で1本で契約をしております。

空調設備の保守点検業務委託につきましては、入札で中部技術サービス西三河支店と契約しております。このエレベーターにつきましては、随意契約で日立ビルシステム中部支社と契約をしております。

管理棟等清掃業務委託は、入札で杉友株式会社と契約しておるものでございます。

13節の使用料のほうで、テレビ受信料につきまして、これは、衣浦斎園の乗用車のほうには、テレビがついておりませんので、テレビは含まれておりません。

あとプールの天井工事につきまして、真ん中は吊り天井を取った部分でございますけど、周辺は取っておりません。これは、この中に空調機器が入っておりまして、ここは天井を取るということで、非常に工事費がかさむということ、また天井の高さが6メートル以下でございますので、ここは特定天井に該当しないということで、残した部分でございます。

以上です。

○議長（荒川義孝） もう一度答弁漏れの箇所をお願いします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） プールの天井の改修工事について、その天井についている空調機器については、通達があったんじゃないかと思うんですけど、どのように、その固定をどういうふうにするか、私もそこまで研究していませんけど、そのあたりの工事が、例えば、さっきのその他の工事に入っているのか、それとも必要ないという判断にやっていないのか、それともやっているのか、そのあたりのあの答弁がなかったので、お願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） この中央の天井を取り外したときに、露出する部分がございますので、そこは覆ったところがございます。そのところは工事に含まれておりますので、加工はしております。

○議長（荒川義孝） ほかにございませんか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほどの国交省がいう、吊り下段の部分ですけれども、それについては、指針に基づいて、施行されているか確認したところ、もうそのとおりに施行されていましたので、何かうちのほうで、それから追加工事をしたということではございません。

○議長（荒川義孝） ほかにございますか。

○ 8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田利奈議員。

○ 8番（倉田利奈） では、2回目お聞きしたいと思います。22ページの2款1項1目の監査委員報酬で情報審査会があったということなんで、これは、やっぱり監査報酬とか情報審査会の報酬とか、書くべきかと思うし、等とか入れていただけると分かりやすいと思うので、やはり分かりやすくしていただきたい。

その下の時間外勤務で、1人増えたからというお話があったんですけど、そうすると、1人の時間外もしこれで増えているとしたら、114時間も増えているということで、それはないと思うんですけど、本当にそんなことがあれば、なぜその1人の人が114時間も増えたのかなというのがよくわからない。

あと答弁を聞いていてよくわからなかつたのが、職員が去年は8人になっていて、それで、今回1名減って、1名減っているのに、この公務災害補償基金負担金が上がっているということは、よほど異動してきた人がすごく高い給料ということですか。1名分の給料よりも高くなるということですか。そのあたりがよく分からなかつたので、教えていただきたいなと思います。

それから、ページを飛びまして、24ページの先ほどのテレビの受信料ですけど、結局、今のところその公用車にNHKの受信機能があるけど、それに対して、まだ対応ができていないという理解でよろしいでしょうか。そこを確認したいと思います。

それからページを飛びまして、26ページの委託料の12節の委託料のし尿処理施設維持管理業務委託料ですけど、これは維持管理業務委託に、そういう機器の更新の契約も入っているということですか。ほかの施設、例えば、雨漏りであれば、維持管理の委託と雨漏りの工事費とか別にしているし、クリーンセンターでもそういうやり方をされているんだけど、なぜこれがそういう機器の更新に委託料が入っているのか、どういう経緯というか考えで、こういう契約になっているのか、よくわからないので、教えていただきたいと思います。

それから、28ページの委託料の12節委託料の上から4つ目の資源物等運搬業務委託料は、先ほどから私が言っているこの衣浦再生資源事業協同組合の委託料と思うんですけど、これは、本当に監査委員さんの話を聞きたいんですけど、先ほどから、当局が言っている産業経済団体、社会団体との公共的団体と共同して行う業務も、よく分からんんですけど、多分、実行委員会とかやるときのことを言っているのかなと思うんですけど、これがそれに当たるというのが全然理解できないので、教えていただきたいと思います。

それから、その下の焼却灰と処分関係の一般廃棄物運搬処分業務委託料、先ほどから言っているのは、この秋田県小坂町ですね。これが3倍近くなっているのに搬入量がそこまで増加するんですか。燃やしている量は確かに増えているんですけど、なぜそこまで委託料が3倍にもなるのか。そんなに搬入量が増えているんですか。灰だけが。それだけよく分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、さっきから話にあるプールの天井改修工事ですけど、結局、その特定天井じゃないから、はがさなかったということだと思うんですけど、安全性について問題ないということで、よろしかったのかなっていうところと、あと今、天井に設置されているものについても、これについては何か、このここのその他の工事で、点検されたんですか、教えてください。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 順番が変わりますけど、申し訳ございません。

まず、主要施策成果報告書26ページのし尿処理施設維持管理業務料、いろいろな修繕が入ってくると、どうなんだというような御質問だと思います。先ほども御回答させていただきましたが、この委託につきましては、包括的業務ということで、そういったものを全て含めてと発注の仕方をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

次に質問をいただいたのが、28ページの一般廃棄物運搬業務委託（県外）が、3倍ぐらい増えているんじゃないかというところでございますが、これが、一番上にあります一般廃棄物埋立処分業務委託料（県内）一般廃棄物の県内の部分がアセックですが、こちらの受け入れが大分制限をされておるので、そちらの分が減って、県外の秋田のほうが増えているという状況でございます。

あと、資源組合の理由は先ほど答弁したところで、それ以上でもそれ以下でもございません。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 22ページの報酬の中の監査委員報酬に、やはり等をつけるべきであったと思います。なので、これではちょっとわからなかったということでございます。

テレビ受信料につきましては、実は今年度、調査しまして、今、数字を持っておりませんけれども、未払いといいますか、登録されていなかったテレビの分も精査しまして、NHKのほうに受信料を支払っております。ちょっと決算の中ですので、今回は出てきませんけれども。

あとは、天井改修工事のその他工事につきましては、具体的と主にはこの写真で若干ちょっと見えるかと思いますけど、見えるかどうか、お分かりいただけるか分かりませんけれども、この表面をラップで覆っております。若干、欠け落ちてくるといけないということで、剥がれ落ちないようにということで、ラップを巻きつけております。また、下地の塗装とか、下地の工事と電気工事、電気配線の工事を行っておるということです。

戻りまして、22ページの共済費の公務災害補償金の負担金でございますが、こちら6年度の決算でございますけれども、この金額自体は、5年度の職員数で最終的に決定した金額でございます。5年度のほうが8人と1名多いところで、この金額的には増額となったものでございます。

以上です。

○議長（荒川義孝） 他に、ございませんか。答弁漏れ指摘してもらっていいですか。8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 時間外勤務について、お答えがなかったのでお願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） こちらの先ほど、若干説明が不十分であったかと思いますけれども、実績による増でございますので、よろしくお願いします。

○議長（荒川義孝） 他に、ございませんか。8番 倉田利奈議員。

○8番（倉田利奈） 実績の増なんですけど、なぜこんな倍以上になったのかという御説明がないので、その説明をいただきたいです。

それから先ほどから言っているこの不燃物受入コンベヤ等の更新工事は、別にこれは単体じゃないんですか。何かどこかとつながっているんですか。プラントと何かつながって、絶対一緒にないと駄目なんですかね。どういったところが一緒にならないと駄目なのかというのが、先ほどの質問がよくわからなかつたので、お願いしたいと思います。

以上です。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 時間外の実績ということでございますので、具体的な業務で資料がございませんので、お答えできませんけれども、8人のところ7人となった部分が、若干職員に負担をかけたかということでございますけれども、時間外が増えた要因の1つであるとは思っています。

以上です。

○議長（荒川義孝） 倉田議員、お静かに。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 不燃ごみ受入コンベヤ等更新工事の御質問でございますけれども、ごみの計量器の出口ポストの更新のところを指しているのかなと思いますけれども、当然、計量システムとの連携等もありますので、今回工事をさせていただいておるということでございます。

○議長（荒川義孝） ほかにございませんか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 補足ですけれども、先ほど時間外がちょっとという話がございましたけれども、この今年度の決算でいきますと、189時間ということになっています。対象人数4人ということです。これは月に直しますと3時間ぐらいなんんですけど、ここら辺はそれぞれ、その

ぐらいは誤差が多分、これは市でもそうだと思いますけど、月によって何か特殊な業務をやったり、いろいろすると、これぐらい出てきてしまって、何か特別にすごく増えたという感じではございませんので、御理解をよろしくお願ひします。

○議長（荒川義孝） ほかにございませんか。

○4番（藤田宇哉） 議長、4番。

○議長（荒川義孝） 4番 藤田宇哉議員。

○4番（藤田宇哉） 私からは主要施策成果報告書の25ページ3款1項24節積立金、施設整備基金積立について御質問します。

施設整備基金という名前にしては、6億円余の残高というところで、不安な額ではあるんですけど、まずお聞きしたいのは、この6億6,000万円の残金について、どのような評価をされているのか、十分にあるかというふうに感じられているのか、いや、大変厳しい状況というふうに捉えられているのかというのをお聞きしたいのと、先ほど、倉田議員の御質問でもあったとおり、国からの補助金がない場合の改修について、ここから取り崩して使用していくというところで、こういう改修というのは、計画的にできるものもあれば、予期できないものもあるわけではあるんですけど、大体こういうのは、国から補助が下りるものほうが多いのかどうか、金額ベースがいいかと思うんですけども、大体で、構いません。国から補助が下りる場合が多いとか、大きい金額の時は、国から補助が下りるとか、それぐらいの感覚でいいので、そちらのあの肌感を教えていただきたいのと、国から補助がなく、こちらの組合で工事をする場合にその基金から取り崩すのか、先ほどあったように、両市からの負担金をいただくのか、もしくは、ローンを組むのか。こういう場合の基準があれば教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 基金のほうは、藤田議員は御存じないかもしれません。この6億という金額は令和元年に起こりました火災事故による保険金が下りてまいりまして、その保険金について、どういうふうに活用していくかという議論を検討した結果、基金として保有しておくと、将来的にいずれにしても、様々な修繕工事が発生する施設でありますので、その時に工事費として活用していくことで、基金として持つことを決めさせていただいたものです。

ですので、目標金額を定めて積み立てていく基金、目的基金ではございませんで、この6億を将来的な工事に活用していくというところであります。当然ながら、国から補助をいただける部分は、補助を活用ていきます。順番的に行きますと、そう言って、次に借り入れる部分起債が張れるところが、借りるというところで、なるべく一般財源に影響がないような形をとってまいります。

うちの組合の中で行きますと、ごみ処理施設クリーンセンター衣浦には、今回の延命化の工事では、国からの補助がありましたり、毎年行っている更新工事には、起債を張るということがで

きるというそういう起債の項目がございます。それ以外の施設については、起債が借りられない施設でありまして、一般財源を充てなければいけないという施設ばかりでございますので、その時には、この基金を活用して、できる限りの市の支出を減らしていくために活用するということで行っておりますので、当然ながら、できる限り、その両市の財政の影響を与えないようにということで。考えておるものでございます。

よろしくお願ひします。

○4番 (藤田宇哉) 議長、4番。

○議長 (荒川義孝) 4番 藤田宇哉議員。

○4番 (藤田宇哉) その火災保険というのは、経緯を僕も知らなかつたので、ありがとうございます。あと少なくとも残り10年はこの施設を使っていくところで、やはり修繕、これからどんどん増えていくとは思いますけれども、この基金を取り崩しながら、補修をしていく、改修していくというところなんですけども、大体のこの基金の推移の予想は、どれぐらいされているんでしょうか。

○庶務課長 (高橋文彦) 議長、庶務課長。

○議長 (荒川義孝) 庶務課長。

○庶務課長 (高橋文彦) 基金につきましては、現状維持といいますか、繰越金で余った部分は積み立てていきますけれども、どちらかというと、取り崩していくほうが、これから工事が増えてきますと、なってくるのではないかというふうに考えております。将来的に積み上げていって、何かの大きな工事に充てるということではございませんので、よろしくお願ひします。

○議長 (荒川義孝) ほかにございませんか。

○1番 (山口春美) 議長、1番。

○議長 (荒川義孝) 1番 山口春美議員。

○1番 (山口春美) まず、主要施策成果報告書の25ページのところで3款1項1目8節ですが、旅費のところで6万9,650円で、先ほど話題になっている三豊の費用もここに入っていると思うんですが、幾らなのか。それで、この構成メンバーを、それぞれ碧南市、高浜市で決めて、安藤さんがこの組合からは行かれたということですが、そのほかにも、高浜では、議長が行かれたとかということで、私も連れていってと言ったのに、きっぱり断ったのに、何でこっそりと議長が行っていたのか。高浜のほうで旅費がついたのか、どういう形で、旅費補償が出されて、議長が行ったのか、行かないのか、明確に。この場でお答えいただきたいと、何のつもりで、私たち、議長が同じレベルで議会があつて、派遣する時には、ちゃんと議決しますよ。議決しながら行かせるけど、ここではいかんって言つて、高浜議長が行つたんですか。

それから、積立金は、繰越金の余りということで、結果的には、3,400万円天井を使って、2,800万円繰り越しで翌年に回したので、やっぱり本来は基金を持たない一部事務組合なので、それぞれの負担金には割り当ててやっていくべきだというふうに思います。もともとそういう形

で、不鮮明な形でこの基準を作られて使って見えてるんでね、そういうふうに思います。お答えいただきたいと思います。

それから、29ページのところで、1項清掃費の3目ごみ処理費のところで、その他関連でクリーンセンターの先ほど言った整備構想改定業務委託料で、中日本コンサルタントですが、451万円ということで、これが再び今年になってから同じ業者に入ったというか、もう手の平で踊らされているんだなと。ここでもう全部造っていれば、自分たちが。造ってそれを参考にして、私たちは一生懸命、このずっとこのまま使い続ける、新品でやる、もっとゴージャスにする民間委託にすること、一生懸命もんだのに、それを全部変えてしまってやられたということで、手の平で踊らされているんじゃないかなと思うんですが、事業の中身がダブるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、33ページ、先ほど、話題にして、議長がとめられたプールの維持管理費です。木村建設が天井を直し、ちょうど時期を同じくして、木村建設がその今までやっていたんだけど、あのプール関係の人が引いて、木村建設オンリーになりました。先ほど、高橋さんが答えられたように、この施設の効果は、やっぱり高齢者の皆さんのがコミュニケーションを取ったり、元気になったりする、こういう憩いの場所だということで、ちゃんと末端まで施設がいっているならば、そんなに就任した当初、トラブルがあったんですよね、お客様と。もめたということもあって、その辺の教育をし直すことと、それから、この組合の中で担当者が決まっていると思うので、やっぱりきちんとこまめに行きながら、問題がないかどうかを直接見るということがとても大事だと思います。碧南の東部プラザは、直営でやっている人たちはすごく頑張っているので、シルバーさんたちも頑張るということで、すごい掃除も丁寧だし、対応も丁寧だしということで、市民の評判がいいのに、ここはそういう悪評が1回ですけど、今は直っているかもしれません、やっぱり根本の教育がなってないんじゃないかなと思いますので、どうなっているか、担当の方がこまめに行っているのかどうかということを伺いたいと思います。

それから、41ページのところで、起債のところで、一番右の償還終期というふうに書いてあるところは、元号ではなく、ぜひ西暦で書いていただきたいです。先ほど、倉田議員も言われたんですが、31億6,000万ということで、あと22だから。15年で終わるんですが、その後、24億円が入ってくると15年返済ですか、大体。ということで、この間、しばらくはそういうのが続くのかというふうに思うんですが、毎年の返済がどれだけになるんでしょう。1億6,000万円ぐらいは起債で返済するんですか。今年の返済分、未償還残高前年度、当該年度、4億6,500万を大体5億円ぐらいは起債に返済するということで、計画してみえるのか、今後も大体その中で、この払い終わるものも出てくるのでということなのか、起債の状況のこれからも含めて、この6年度の決算を踏まえて教えていただきたいと思います。とりあえず、以上です。

○議長（荒川義孝） 答弁いただく前に、一点、先ほどの旅費の件なんですが、当協議会の決算審査を行っております。高浜市の決算を行うものではありませんので、その高浜市の分について

は答弁不要です。では、お答えください。お静かに、山口議員お静かに、先ほどから暴言が続いていますよ、お静かに。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 順番がまた変わりますけど、申し訳ございません。主要施策成果報告書の29ページのクリーンセンター衣浦整備構想改定業務委託料は、451万円でございます。こちらの内容につきましては、令和2年度に策定したクリーンセンター衣浦整備構想、2051年令和33年度までの計画期間として、整備構想を改定いたしております。契約期間は、令和5年10月13日から令和6年6月28日ということです。御質問にもありました碧南市が現在進めております委託内容とは異なりますので、よろしくお願ひいたします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 25ページの旅費の中で、今御質問があったのは、三豊の関係かということですけれども、こちらは秋田県の小坂町のほうへ出張しているものでございます。廃棄物の処理場の視察ということで、年1回行っておるというものでございます。三豊は一般管理費のほうの旅費のほうに入っております。22ページの研修旅費の中に含まれております。

起債のほうは、償還のピークにつきましては、今時点でございますけれども、令和11年度で7億4,600万円程度となると、令和12年度では、6億500万円余と、今現時点で分かっている部分でございますけれども、これくらいのピークを見ておるものであります。

プールにつきましては、サービスが低下しているんじゃないかというところにつきましては、職員も一日何度も伺って場内を見たり、職員とのコミュニケーションを取ったりしながら、安全安心につながるように努めておりますので、まだ足らないというところにつきましては、その都度、また委託側にも努力していただくように話をしてまいります。よろしくお願ひします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） それでは、22ページの7万4,700円のままですか、これ。お1人分三豊よ。それから先ほど言った秋田県のほうに6万9,650円。これもままですか。車両ですか。電車ですか。その成果はどういうふうだったんですか、教えてください。

それから基金の2,857万円は、繰越金の余りを3分の1とか言われなかつたかな、もう一度定義を教えていただいて、それでいいのということを問うていますので、まあいいというのかもしれないけれども、いかんじやないのと思いますので、教えてください。

29ページのところは、だから、この中日本が引いたレールをまたなぞっているだけで、まあそこに民間やその他市的一般の廃棄物も入れ込むということを、市がわざわざ提案しているので、結局はよく知った業者さんがやっているんだなというふうに思って、違和感も危機も感じてます

し、そんなのに乗つかっていくんだなというふうに思いました。

それから、プールのほうは、一生懸命やって見えると思うんですね。若い方が担当だと私思つたんですけども、向こうは初めての人が一番リーダーじゃないですか。そういう福祉の施設だし、高齢者なので、命にも関わることだし、やっぱりそんな自分が楽しみで行っているところで、嫌な思いをすると、もう嫌になってしまって、ぜひ小池さんも、無料券をぜひ継続してほしいのと合わせて、やっぱり気持ちよく、大切な施設が使われるよう、もう一度、再度、木村さんのほうには言っていただきたいなというふうに思います。

起債は、このピーク時で、令和11年で7億4,000万円、令和12年で6億円と、今のところは今後分からないけど、そうなるということで、納得しました。あとは倉田さんがたくさん言ってくださったので、私は、この程度で終わります。はい、どうでしょうか。お答えください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 一般管理費の旅費のほうは、通常、名古屋への出張ですとか、東京へも廃棄物処理業務研修ということで行っております。三豊へは2万6,040円プラス雑費として、750円、2万7,540円を支給しております。これは日帰りですので、この金額となっております。それで、秋田のほうは1泊になりますので、宿泊費が込みで、この金額となっておるということです。そこはサン・ビレッジの委託に関しましては、御意見として承っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 1泊で秋田県のほうはお1人ですか。成果はどうだったんでしょうか。三豊のほうも、これはお1人の日帰りで2万5,000円ということでおよかったです。そのほかは一切行っていないだね。局長も含めて。それで確認してよろしいでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（荒川義孝） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 三豊のほうは一般質問でも説明しましたけれども、職員1人が日帰りで行っております。秋田県の小坂町には1人が1泊で行っています。

お願いします。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 秋田県の小坂町でございますが、こちらは、焼却灰を埋め立てる施設に現地確認をするということがありますので、小坂だけではなくて、主要施策成果報告書の28ページにあります焼却灰云々という県外、奈良県だとか、伊賀市にも現地確認をしております。たまたまだ旅費が生ずるのがこの小坂というところでございますので、よろしくお願いいたしま

す。

○議長（荒川義孝） ほかにございませんか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほどお話がありました施設整備基金につきましては、いろいろ確かに御意見あるかと思います。ただ、これがあることによって、要は、分担金の平準化という面で見ると、すごく助かっておるというところもあります。いずれにしろ、これがなければ、分担金をいただくということなんですねけれども、各市もそれぞれ財政厳しい中で、やっぱりこの突出するというのが非常にあんまりよろしくなくて、5,000万円急にとか、1億円急にというのはなかなか難しい中で、この基金を柔軟に対応していければ、うまくやっていけるんじゃないかなということと、それから、施設も古くなってきまして要は補修が効かないような修繕につきましては起債も当たらないということで、プールは今回基金を充当させていただいたんですけども、そういうものも今後多くなってくるということは予想されますので、この基金については十分利用させていただいているという状況ですので、御理解をよろしくお願いします。

○議長（荒川義孝） ほかにございませんか。ほかに質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

これより歳入歳出の討論に入ります。反対討論を求めます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今のこの答弁聞いて、反対討論いたします。

資源物等運搬業務委託料につきましては、地方自治法第234条3に基づく長期継続契約で、再生資源事業協同組合と契約しております。こちらについては、地方自治法施行令167条の2第1項第2項に基づく随意契約ということですが、この第2項というのは、性質、または目的が競争入札に適さないものとするとなっております。その中で、先ほどの答弁では、産業経済団体、社会団体等の公共的団体と共同して行う業務に該当するため、随意契約とおっしゃっておりましたが、私はこれには該当しないと考えます。

もし、万が一、これに該当したとしても、これは随意契約になりません。なぜなら、該当する業者は、高浜衛生というところもあるわけですから、これは随意契約にはなりません。

それから、先ほどから、NHKの受信料の話がありました。高浜市では、NHKの公用車に対する受信料が払われていなかったことから、新聞にまでこれが取り上げられました。本来であれば、昨年度、それまでの受信料がここに上がってき、公用車の受信料も上げるべきですし、もし上げてなかったとしても、今回、なぜ補正予算で出てこなかったのでしょうか。私はそういったところもしっかりと調査し、足らなかったところに対しては、即座にやはり公表し、それはお支払いすべきだと考えます。

それから、先ほどから言っている基金の話です。やはり基金を積むためには、それなりの目標があつて、幾らまでいつまでに積むという計画性がなければならないと私は考えます。今、これで見ると、大体今、6億円ぐらい積んでいますよね。この基金が。高浜市は、これ、本当にお恥ずかしい話ですけど、来年度予算は、もしかしたら組めないぐらい、基金がもう枯渇するような状況でございます。そういうことからも、やはり、ここに漫然と基金を積むのではなく、衣浦東部広域組合ではですね、しっかり繰り入れ、来年度に繰り入れるのではなくて、両市にお返しするという形をとっておりますので、この点については、今後も課題だと思っておりますのでしっかり協議して、来年度予算につなげていただけたらと思います。

以上をもって、反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川義孝） 続いて賛成討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川義孝） 続いて反対討論を求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荒川義孝） 賛成多数であります。よって認定第1号は原案のとおり認定されました。

この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

---

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○議長（荒川義孝） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 皆様、長時間にまで、大変お疲れさまでございました。本日、私どもから御提案をさせていただきました。案件につきまして、慎重に御審議を賜り、原案のとおり、御決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも、安全を第一に努めてまいりますので、組合議員の皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

---

○議長（荒川義孝） 以上で、今期定例会の付議事件はすべて終了いたしました。

よって、令和7年、第3回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後5時30分閉会)

以上は、令和7年9月29日に行われた令和7年第3回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和7年 9月29日

議長 荒川義孝

議員 小林晃三

議員 倉田利奈

